

条例番号	条例名	所管名	公布年月日
条例第1号	さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	学 事 課	平成31年2月22日
条例第2号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例	税 制 課	平成31年3月13日
条例第3号	さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例	庶 務 課	平成31年3月13日
条例第4号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	建 築 行 政 課	平成31年3月13日
条例第5号	さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例	教 職 員 人 事 課	平成31年3月13日
条例第6号	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	教 職 員 人 事 課	平成31年3月13日
条例第7号	さいたま市教員の修学部分休業に関する条例及びさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	教 職 員 人 事 課	平成31年3月13日
条例第8号	さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	教 職 員 給 与 課	平成31年3月13日
条例第9号	さいたま市立館岩少年自然の家条例の一部を改正する条例	館岩少年自然の家	平成31年3月13日
条例第10号	さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例	福 祉 総 務 課	平成31年3月13日
条例第11号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国 民 健 康 保 険 課	平成31年3月13日
条例第12号	さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	介 護 保 険 課	平成31年3月13日
条例第13号	さいたま市医療法施行条例等の一部を改正する条例	地 域 医 療 課	平成31年3月13日
条例第14号	さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	庶 務 課	平成31年3月13日
条例第15号	さいたま市暴力団排除条例の一部を改正する条例	市 民 生 活 安 全 課	平成31年3月13日
条例第16号	さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	建 築 行 政 課	平成31年3月13日
条例第17号	さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	消 防 企 画 課	平成31年3月13日
条例第18号	さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例	査 察 指 導 課	平成31年3月13日
条例第19号	さいたま市同和対策審議会条例の一部を改正する条例	人 権 政 策 推 進 課	平成31年3月13日
条例第20号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国 民 健 康 保 険 課	平成31年3月31日

さいたま市条例第1号

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成29年さいたま市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 ただし、別表小学校の表さいたま市立指扇小学校の項の改正及び別表中学校の表さいたま市立指扇中学校の項の改正は、公布の日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例の施行の日から平成31年8月26日までの間、別表中学校の表さいたま市立美園南中学校の項中「さいたま市緑区美園6丁目15番地」とあるのは、「さいたま市緑区美園5丁目33番地 <u>さいたま市緑区大字大崎2550番地3</u> 」とする。	附 則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 ただし、別表小学校の表さいたま市立指扇小学校の項の改正及び別表中学校の表さいたま市立指扇中学校の項の改正は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第2号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(さいたま市行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市行政財産の使用料に関する条例（平成13年さいたま市条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	使用区分	単位	使用料	種類	使用区分	単位	使用料
土地	1 建物若しくは工作物の敷地又は材料置場等として使用させる場合	[略]	当該土地の適正な価格に市長が定める率を乗じて得た額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に 100分の110 を乗じて得た額）	土地	1 建物若しくは工作物の敷地又は材料置場等として使用させる場合	[略]	当該土地の適正な価格に市長が定める率を乗じて得た額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に 100分の108 を乗じて得た額）
	2 電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類するものの用地として使用させる場合	[略]	さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）別表に定める額に相当する額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に 100分の110 を乗じて得た額）		2 電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類するものの用地として使用させる場合	[略]	さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）別表に定める額に相当する額（当該土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該額に 100分の108 を乗じて得た額）
	3 [略]				3 [略]		
建物	1 建物の全部を使用さ	[略]	次に掲げる額の合計額に 10	建物	1 建物の全部を使用さ	[略]	次に掲げる額の合計額に 10

	せる場合	0分の110を 乗じて得た額 ア・イ [略]		せる場合	0分の108を 乗じて得た額 ア・イ [略]
	2 [略]	[略]		2 [略]	[略]
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

(さいたま市青少年宇宙科学館条例の一部改正)

第2条 さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年さいたま市条例第125号）

の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第10条関係）			別表第1（第10条関係）		
区 分	入場料（1人1回の入場につき）		区 分	入場料（1人1回の入場につき）	
一般	<u>520 円</u>		一般	<u>510 円</u>	
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		
別表第2（第10条関係）			別表第2（第10条関係）		
種 別	使 用 料		種 別	使 用 料	
	午 前	午 後		午 前	午 後
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時
青少年ホール	<u>4,190 円</u>	<u>8,380 円</u>	青少年ホール	<u>4,110 円</u>	<u>8,220 円</u>
視聴覚ホール	<u>2,090 円</u>	<u>4,190 円</u>	視聴覚ホール	<u>2,050 円</u>	<u>4,110 円</u>
パソコン教室	<u>3,870 円</u>	<u>4,920 円</u>	パソコン教室	<u>3,800 円</u>	<u>4,830 円</u>

(さいたま市宇宙劇場条例の一部改正)

第3条 さいたま市宇宙劇場条例（平成13年さいたま市条例第126号）の一部を

次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前										
<p style="text-align: center;">(入場料及び利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、宇宙劇場ホールにおいて特別の企画による投影を行う場合は、1人につき<u>2,090円</u>の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得てその都度定める額の入場料を徴収することができる。</p> <p>3～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料等の徴収等)</p> <p>第16条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、委員会が宇宙劇場の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第1に定める額の範囲内及び<u>2,090円</u>の範囲内において市長が定める入場料並びに別表第2に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の場合にあっては、第9条第1項から第3項まで、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者(第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)」に、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額の入場料」とあるのは「市長に、入場料」と、同条第2項中「1人につき<u>2,090円</u>の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得てその都度定める入場料」とあるのは「入場料」と、同条第3項中「指定管理者に、あらかじめその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「市長に、あらかじめ使用料」と、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1(第9条、第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">宇宙劇場ホール入場料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">単</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">位</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">個人・団</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">額</td> </tr> </table>	単	位	個人・団	金	額	<p style="text-align: center;">(入場料及び利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、宇宙劇場ホールにおいて特別の企画による投影を行う場合は、1人につき<u>2,050円</u>の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得てその都度定める額の入場料を徴収することができる。</p> <p>3～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料等の徴収等)</p> <p>第16条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、委員会が宇宙劇場の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第1に定める額の範囲内及び<u>2,050円</u>の範囲内において市長が定める入場料並びに別表第2に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の場合にあっては、第9条第1項から第3項まで、第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者(第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)」に、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額の入場料」とあるのは「市長に、入場料」と、同条第2項中「1人につき<u>2,050円</u>の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得てその都度定める入場料」とあるのは「入場料」と、同条第3項中「指定管理者に、あらかじめその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「市長に、あらかじめ使用料」と、第10条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1(第9条、第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">宇宙劇場ホール入場料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">単</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">位</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">個人・団</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">額</td> </tr> </table>	単	位	個人・団	金	額
単	位	個人・団	金	額							
単	位	個人・団	金	額							

	体の別	大人	小人
1人1回 につき	個人	620円	310円
	団体	500円	250円

備考 [略]

	体の別	大人	小人
1人1回 につき	個人	610円	300円
	団体	490円	240円

備考 [略]

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第16条関係）

宇宙劇場ホール・集会室等利用料金

時間区分		室名	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
			午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
ギャラリー兼集会室	第1	ギャラリー	—	—	—	—	—	4,280円
		集会室	2,010円	4,050円	4,650円	6,060円	8,700円	10,680円
	第2	ギャラリー	—	—	—	—	—	4,280円
		集会室	2,010円	4,050円	4,650円	6,060円	8,700円	10,680円
	第3	ギャラリー	—	—	—	—	—	2,010円
		集会室	1,040円	2,120円	2,370円	3,160円	4,490円	5,530円
スタジオ			1,410円	2,860円	3,200円	4,270円	6,060円	7,470円
研修室			2,610円	5,240円	5,970円	7,850円	11,200円	13,810円
宇宙劇場ホール		平日のみ	午前9時～午後2時30分					22,620円
附属設備			市長が別に定める額					

備考

- 1 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金は、上記表の利用料金（附属設備に係る利用料金を除く。以下同じ。）に次に定める率を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を加算した額とする。
 (1) 入場料が2,090円未満のとき 100分の50
 (2) 入場料が2,090円以上のとき 100分の100
- 2 市外居住者が利用する場合の利用料金は、上記表の利用料金に100分の50を乗じて得た額を加算した額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 3 「平日」とは、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までをいう。
- 4 ギャラリーの利用については、全日を単位とする。
- 5 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 6 利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、延長時間1時間につき、規定利用料金の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(さいたま市公民館条例の一部改正)

第4条 さいたま市公民館条例（平成13年さいたま市条例第127号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第14条関係）					別表第1（第14条関係）				
時間 区分 施設	午前	午後	夜間	全日	時間 区分 施設	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
講座室1	[略]	<u>540円</u>	<u>470円</u>	<u>1,410円</u>	講座室1	[略]	<u>530円</u>	<u>460円</u>	<u>1,390円</u>
講座室2	[略]	<u>540円</u>	<u>470円</u>	<u>1,410円</u>	講座室2	[略]	<u>530円</u>	<u>460円</u>	<u>1,390円</u>
講座室3	<u>440円</u>	<u>580円</u>	<u>510円</u>	<u>1,530円</u>	講座室3	<u>430円</u>	<u>570円</u>	<u>500円</u>	<u>1,500円</u>
和室	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,040円</u>	<u>3,140円</u>	和室	<u>880円</u>	<u>1,180円</u>	<u>1,020円</u>	<u>3,080円</u>
アトリエ	<u>910円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,050円</u>	<u>3,170円</u>	アトリエ	<u>890円</u>	<u>1,190円</u>	<u>1,030円</u>	<u>3,110円</u>
音楽室	<u>930円</u>	<u>1,240円</u>	<u>1,080円</u>	<u>3,250円</u>	音楽室	<u>910円</u>	<u>1,220円</u>	<u>1,060円</u>	<u>3,190円</u>
レクリエーションホール1	<u>460円</u>	<u>610円</u>	<u>540円</u>	<u>1,610円</u>	レクリエーションホール1	<u>450円</u>	<u>600円</u>	<u>530円</u>	<u>1,580円</u>
レクリエーションホール2	<u>270円</u>	<u>360円</u>	<u>320円</u>	<u>950円</u>	レクリエーションホール2	<u>260円</u>	<u>350円</u>	<u>310円</u>	<u>920円</u>
学習室1	<u>550円</u>	<u>730円</u>	<u>640円</u>	<u>1,920円</u>	学習室1	<u>540円</u>	<u>710円</u>	<u>630円</u>	<u>1,880円</u>
学習室2	<u>560円</u>	<u>750円</u>	<u>660円</u>	<u>1,970円</u>	学習室2	<u>550円</u>	<u>740円</u>	<u>640円</u>	<u>1,930円</u>
学習室3	[略]	<u>570円</u>	<u>500円</u>	<u>1,490円</u>	学習室3	[略]	<u>560円</u>	<u>490円</u>	<u>1,470円</u>
多目的ホール	<u>3,170円</u>	<u>4,230円</u>	<u>3,690円</u>	<u>11,090円</u>	多目的ホール	<u>3,110円</u>	<u>4,150円</u>	<u>3,630円</u>	<u>10,890円</u>
備考	[略]				備考	[略]			

(さいたま市うらわ美術館条例の一部改正)

第5条 さいたま市うらわ美術館条例（平成13年さいたま市条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
区 分		観覧料（1人1回につき）		区 分		観覧料（1人1回につき）	
		個 人	団体（20人以上）			個 人	団体（20人以上）
一般		<u>1,570 円</u>	<u>1,250 円</u>	一般		<u>1,540 円</u>	<u>1,230 円</u>
大学生・高校生		<u>1,150 円</u>	940 円	大学生・高校生		<u>1,130 円</u>	920 円
中学生・小学生		<u>520 円</u>	[略]	中学生・小学生		<u>510 円</u>	[略]
備考 [略]				備考 [略]			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
区 分			特別観覧料（1点1回につき）	区 分			特別観覧料（1点1回につき）
熟覧			<u>540 円</u>	熟覧			<u>530 円</u>
模写・模造			<u>2,200 円</u>	模写・模造			<u>2,160 円</u>
撮影	学術研究用	カラー	<u>540 円</u>	学術研究用	カラー	<u>530 円</u>	
		モノクローム	320 円		モノクローム	310 円	
	その他	カラー	<u>4,400 円</u>	その他	カラー	<u>4,320 円</u>	
		モノクローム	<u>2,200 円</u>		モノクローム	<u>2,160 円</u>	
別表第3（第11条関係）				別表第3（第11条関係）			
施設等の名称		使用料（1週間につき）		施設等の名称		使用料（1週間につき）	
展示室A		<u>369,600 円</u>		展示室A		<u>362,880 円</u>	
展示室B		<u>177,040 円</u>		展示室B		<u>173,820 円</u>	
展示室C		<u>38,440 円</u>		展示室C		<u>37,740 円</u>	
展示室D		<u>53,840 円</u>		展示室D		<u>52,860 円</u>	
応接室		<u>7,700 円</u>		応接室		<u>7,560 円</u>	
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			

（さいたま市浦和ふれあい館条例の一部改正）

第6条 さいたま市浦和ふれあい館条例（平成13年さいたま市条例第142号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第11条、第17条関係）					別表（第11条、第17条関係）				
施設名	利 用 料 金				施設名	利 用 料 金			
	午 前	午 後	夜 間	全 日		午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時 ～午後零 時	午後1時 ～午後5 時	午後5時 30分～ 午後9時 30分	午前9時 ～午後9 時30分		午前9時 ～午後零 時	午後1時 ～午後5 時	午後5時 30分～ 午後9時 30分	午前9時 ～午後9 時30分
第1会 議室	<u>7,480円</u>	14,350円	18,540円	35,400円	第1会 議室	<u>7,340円</u>	14,090円	18,200円	34,760円
第2会 議室	<u>2,460円</u>	<u>4,700円</u>	<u>6,080円</u>	11,620円	第2会 議室	<u>2,410円</u>	<u>4,610円</u>	<u>5,970円</u>	11,410円
シルバ ーキッ チン	<u>2,130円</u>	<u>4,150円</u>	—	—	シルバ ーキッ チン	<u>2,090円</u>	<u>4,080円</u>	—	—
和室	—	—	<u>3,740円</u>	—	和室	—	—	<u>3,670円</u>	—
展示ホ ール	午前9時～午後5時 <u>3,200円</u>				展示ホ ール	午前9時～午後5時 <u>3,140円</u>			
[略]					[略]				
備考	[略]				備考	[略]			

（さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例の一部改正）

第7条 さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例（平成13年さいたま市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条、第16条関係)

1 基本利用料金

利用区分 室名		午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
多目的ホール		1,270円	1,590円	1,810円	2,870円	3,400円	4,680円
和室		520円	630円	740円	1,160円	1,380円	1,900円
調理実習室		950円	1,270円	1,380円	2,230円	2,660円	3,610円
会	201会議室	520円	740円	840円	1,260円	1,590円	2,110円
	301会議室	740円	950円	1,050円	1,690円	2,010円	2,750円
議	302会議室	520円	630円	740円	1,160円	1,380円	1,900円
	303会議室	740円	950円	1,050円	1,690円	2,010円	2,750円
室	304会議室	950円	1,270円	1,380円	2,230円	2,660円	3,610円
	401会議室	630円	840円	950円	1,480円	1,800円	2,440円

2 増利用料金

市外居住者が利用する場合は、基本利用料金に増利用料金（当該基本利用料金に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。））を加算する。

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 2 利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、延長時間1時間につき、規定利用料金の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(さいたま市健康福祉センター西楽園条例の一部改正)

第8条 さいたま市健康福祉センター西楽園条例（平成13年さいたま市条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第11条、第16条関係）				別表（第11条、第16条関係）			
区 分		利用料金 (1人1回につき)		区 分		利用料金 (1人1回につき)	
		市 内	市 外			市 内	市 外
[略]				[略]			
一般の者		<u>740円</u>	830円	一般の者		<u>710円</u>	800円
小学生・中学生		<u>310円</u>	310円	小学生・中学生		<u>300円</u>	300円
備考 [略]				備考 [略]			

(さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例の一部改正)

第9条 さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例（平成29年さいたま市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
区 分			利用料金		区 分			利用料金	
			市内	市外				市内	市外
団体	午前	午前9時から 午後零時まで	<u>1,970円</u>	3,940円	団体	午前	午前9時から 午後零時まで	<u>1,940円</u>	3,880円
	午後	午後1時から	<u>2,850円</u>	5,700円		午後	午後1時から	<u>2,800円</u>	5,600円

	午後5時まで		
全日	午前9時から 午後5時まで	4,270円	8,540円
	時間外利用（1時間につき）	760円	1,520円
[略]			

備考

1～7 [略]

8 利用者等が入場料等を徴収する場合のグラウンド・ゴルフ場の利用料金は、総収入額の100分の5.5に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、総収入額の100分の5.5に相当する額が、18,000円に満たないときは、18,000円とする。

9 [略]

	午後5時まで		
全日	午前9時から 午後5時まで	4,200円	8,400円
	時間外利用（1時間につき）	750円	1,500円
[略]			

備考

1～7 [略]

8 利用者等が入場料等を徴収する場合のグラウンド・ゴルフ場の利用料金は、総収入額の100分の5.4に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、総収入額の100分の5.4に相当する額が、18,000円に満たないときは、18,000円とする。

9 [略]

（さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正）

第10条 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
診断書		診断書	
〔普通診断書〕	1通につき <u>520円</u>	〔普通診断書〕	1通につき <u>510円</u>
〔特別診断書〕	1通につき <u>1,570円</u>	〔特別診断書〕	1通につき <u>1,540円</u>
証明書	1通につき <u>520円</u>	証明書	1通につき <u>510円</u>
医師意見書		医師意見書	
初回	1通につき <u>5,500円</u>	初回	1通につき <u>5,400円</u>
2回目以降	1通につき <u>4,400円</u>	2回目以降	1通につき <u>4,320円</u>

（さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部改正）

第11条 さいたま市子ども家庭総合センター条例（平成29年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第12条 診療所において診断書、証明書等の交付を受けようとする者は、1通につき5,000円に<u>100分の110</u>を乗じて得た額以内において市長が定める手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第12条 診療所において診断書、証明書等の交付を受けようとする者は、1通につき5,000円に<u>100分の108</u>を乗じて得た額以内において市長が定める手数料を納付しなければならない。</p>

(さいたま市保健所条例の一部改正)

第12条 さいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 診断書及び証明書の交付手数料の額は、1通につき<u>1,560円</u>の範囲内で規則で定めるものとする。</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 診断書及び証明書の交付手数料の額は、1通につき<u>1,530円</u>の範囲内で規則で定めるものとする。</p>

(さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部改正)

第13条 さいたま市墓地及び納骨堂条例（平成13年さいたま市条例第193号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第13条関係）				別表第1（第13条関係）			
施 設	単 位	使用料	管理料	施 設	単 位	使用料	管理料
諏訪入墓地 善前墓地 諏訪入第2墓地	[略]	年額 540 円		諏訪入墓地 善前墓地 諏訪入第2墓地	[略]	年額 530 円	
青山苑墓地	第1ブロックから 第8ブロックまで	年額 5,500 円		青山苑墓地	第1ブロックから 第8ブロックまで	年額 5,400 円	
	第9ブロック				第9ブロック		
	第10ブロックから 第14ブロックまで	年額 1,830 円			第10ブロックから 第14ブロックまで	年額 1,790 円	
思い出の里市営霊園	芝墓地	年額 1,300 円		思い出の里市営霊園	芝墓地	年額 1,280 円	
	普通墓地				普通墓地		
思い出の里市営霊園	立体墓地	屋内墓 6体用	年額 6,910 円	思い出の里市営霊園	立体墓地	屋内墓 6体用	年額 6,780 円
		屋内墓 8体用				屋内墓 8体用	
	屋外墓 地	屋外墓 4体用	年額 2,980 円		屋外墓 地	屋外墓 4体用	年額 2,930 円
		屋外墓 8体用				屋外墓 8体用	
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			
別表第2（第21条関係）				別表第2（第21条関係）			
施 設	単 位	使 用 料		施 設	単 位	使 用 料	
青山苑納骨堂	1壇型	[略]	年額 33,000 円	青山苑納骨堂	1壇型	[略]	年額 32,400 円
	2壇型 (上)		年額 17,600 円		2壇型 (上)		年額 17,280 円
	2壇型 (下)		年額 15,400 円		2壇型 (下)		年額 15,120 円
	5壇型		年額 5,500 円		5壇型		年額 5,400 円
	和室		1時間につき 1,100 円		和室		1時間につき 1,080 円
	祭壇		2時間につき 1,100 円		祭壇		2時間につき 1,080 円
思い出の里納骨堂		年額 1,490 円	思い出の里納骨堂		年額 1,470 円		
ひかり会館納骨堂		年額 7,700 円	ひかり会館納骨堂		年額 7,560 円		
備考 [略]				備考 [略]			

(さいたま市斎場及び火葬場条例の一部改正)

第14条 さいたま市斎場及び火葬場条例（平成16年さいたま市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）					
1 葬祭場、待合室及び霊安室使用料				1 葬祭場、待合室及び霊安室使用料					
区	分	単 位	使 用 料	区	分	単 位	使 用 料		
浦和斎場	第1葬祭場]	<u>3,660円</u>	浦和斎場	第1葬祭場]	<u>3,590円</u>		
	第2葬祭場		<u>3,660円</u>		第2葬祭場		<u>3,590円</u>		
	第3葬祭場		<u>3,660円</u>		第3葬祭場		<u>3,590円</u>		
	待合室		<u>1,640円</u>		待合室		<u>1,610円</u>		
	霊安室		<u>540円</u>		霊安室		<u>530円</u>		
思い出の里会館	第1葬祭場		<u>3,660円</u>	思い出の里会館	第1葬祭場		<u>3,590円</u>		
	第2葬祭場		<u>1,830円</u>		第2葬祭場		<u>1,790円</u>		
	待合室	第1和室			<u>1,240円</u>	待合室	第1和室		<u>1,220円</u>
		第2和室			<u>1,240円</u>		第2和室		<u>1,220円</u>
		第3和室			<u>1,240円</u>		第3和室		<u>1,220円</u>
		第4和室			<u>1,240円</u>		第4和室		<u>1,220円</u>
	第1洋室				<u>1,880円</u>	第1洋室			<u>1,850円</u>
		第2洋室			<u>1,240円</u>		第2洋室		<u>1,220円</u>
		第3洋室			<u>1,240円</u>		第3洋室		<u>1,220円</u>
	霊安室		<u>540円</u>		霊安室		<u>530円</u>		
ひかり会館	第1葬祭場		<u>3,660円</u>	ひかり会館	第1葬祭場		<u>3,590円</u>		
	第2葬祭場		<u>1,830円</u>		第2葬祭場		<u>1,790円</u>		
	待合室		<u>1,830円</u>		待合室		<u>1,790円</u>		
	霊安室		<u>540円</u>		霊安室		<u>530円</u>		
大宮聖苑	待合室		<u>1,880円</u>	大宮聖苑	待合室		<u>1,850円</u>		
	霊安室		<u>540円</u>		霊安室		<u>530円</u>		
備考 [略]				備考 [略]					
2 葬祭用具使用料				2 葬祭用具使用料					
(1) 祭壇				(1) 祭壇					

区 分	単 位	使 用 料
[略]		
思い出の里会館	祭壇（仏式小祭壇及び法要祭壇を除く。）	[略] 2,200 円
	仏式小祭壇	1,300 円
	法要祭壇（可動式）	360 円
ひかり会館	祭壇	2,930 円
	貸出用祭壇	2,770 円

備考 [略]

(2) 霊きゅう自動車

区分	単位	使用料
思い出の里会館	[略]	1,880 円
ひかり会館		1,880 円

備考 [略]

3 火葬場使用料

区 分	単 位	使 用 料	
		市内居住者	市外居住者
浦和斎場	[略]		
	身体の一部等]	780 円	6,280 円
大宮聖苑	[略]		
	身体の一部等]	780 円	6,280 円

備考 [略]

4 小動物炉使用料

区 分	単 位	使 用 料
大宮聖苑	1.5キログラム以上	[略] 16,760 円
	1.5キログラム未満	8,380 円

備考 [略]

区 分	単 位	使 用 料
[略]		
思い出の里会館	祭壇（仏式小祭壇及び法要祭壇を除く。）	[略] 2,160 円
	仏式小祭壇	1,280 円
	法要祭壇（可動式）	350 円
ひかり会館	祭壇	2,870 円
	貸出用祭壇	2,720 円

備考 [略]

(2) 霊きゅう自動車

区分	単位	使用料
思い出の里会館	[略]	1,850 円
ひかり会館		1,850 円

備考 [略]

3 火葬場使用料

区 分	単 位	使 用 料	
		市内居住者	市外居住者
浦和斎場	[略]		
	身体の一部等]	750 円	6,000 円
大宮聖苑	[略]		
	身体の一部等]	750 円	6,000 円

備考 [略]

4 小動物炉使用料

区 分	単 位	使 用 料
大宮聖苑	1.5キログラム以上	[略] 16,450 円
	1.5キログラム未満	8,220 円

備考 [略]

(さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第24条関係）		別表（第24条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～5 [略]		1～5 [略]	
6 法第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り		6 法第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り	
(1) 生後91日以上 の犬又は猫	1頭又は1匹につき <u>2,090</u> 円	(1) 生後91日以上 の犬又は猫	1頭又は1匹につき <u>2,050</u> 円
(2) 生後90日以内 の犬又は猫	10頭又は10匹につき <u>2,090</u> 円 (10頭又は10匹を超える場合にあっては、 <u>2,090</u> 円に10頭又は10匹を超えるごとに <u>2,090</u> 円を加算した額)	(2) 生後90日以内 の犬又は猫	10頭又は10匹につき <u>2,050</u> 円 (10頭又は10匹を超える場合にあっては、 <u>2,050</u> 円に10頭又は10匹を超えるごとに <u>2,050</u> 円を加算した額)
7 法第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により收容された犬、猫等又は第10条第1項の規定により收容された放し飼い犬等の返還		7 法第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により收容された犬、猫等又は第10条第1項の規定により收容された放し飼い犬等の返還	
(1) 保管に要した費用	1頭、1匹又は1羽につき 1日 <u>520</u> 円	(1) 保管に要した費用	1頭、1匹又は1羽につき 1日 <u>510</u> 円
(2) 返還に要する費用	1頭、1匹又は1羽につき <u>3,660</u> 円	(2) 返還に要する費用	1頭、1匹又は1羽につき <u>3,590</u> 円
8 第13条第1項の規定による狂犬病の予防注射	1頭につき <u>4,190</u> 円の範囲内で規則で定める額	8 第13条第1項の規定による狂犬病の予防注射	1頭につき <u>4,110</u> 円の範囲内で規則で定める額
9 第13条第2項の規定によるマイクロチップの装着	1頭、1匹又は1羽につき <u>5,230</u> 円の範囲内で規則で定める額	9 第13条第2項の規定によるマイクロチップの装着	1頭、1匹又は1羽につき <u>5,140</u> 円の範囲内で規則で定める額
10 第13条第3項の規定による去勢又は不妊の手術	1頭、1匹又は1羽につき <u>31,420</u> 円の範囲内で規則で定める額	10 第13条第3項の規定による去勢又は不妊の手術	1頭、1匹又は1羽につき <u>30,850</u> 円の範囲内で規則で定める額

(さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部改正)

第16条 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(一般廃棄物処理の手数料) 第29条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第227条の規定により、市が徴収する一般廃棄物処理手数料は、別表第1に掲げる区分に応じ算定した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 2～4 [略]	(一般廃棄物処理の手数料) 第29条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第227条の規定により、市が徴収する一般廃棄物処理手数料は、別表第1に掲げる区分に応じ算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 2～4 [略]
(産業廃棄物処分の費用) 第30条 第25条の規定により市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する費用は、別表第2の規定により算出した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 2 [略]	(産業廃棄物処分の費用) 第30条 第25条の規定により市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する費用は、別表第2の規定により算出した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 2 [略]

(さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第17条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特別病室を使用する者は、室料差額として次の表に定める基準額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（助産に係る使用の場合は、同表に定める額）の使用料を納付しなければならない。</p> <div data-bbox="177 535 772 582" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">[略]</div> <p>(手数料)</p> <p>第6条 診断書、検案書、証明書等の交付を受けようとする者は、1通につき5,000円に<u>100分の110</u>を乗じて得た額以内において市長が定める手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特別病室を使用する者は、室料差額として次の表に定める基準額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（助産に係る使用の場合は、同表に定める額）の使用料を納付しなければならない。</p> <div data-bbox="844 535 1439 582" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">[略]</div> <p>(手数料)</p> <p>第6条 診断書、検案書、証明書等の交付を受けようとする者は、1通につき5,000円に<u>100分の108</u>を乗じて得た額以内において市長が定める手数料を納付しなければならない。</p>

(さいたま市営自転車等駐車場条例の一部改正)

第18条 さいたま市営自転車等駐車場条例（平成13年さいたま市条例第208号

）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第8条、第16条関係)

駐車場名	利用車種	階層等	利用料金						
			一時利用 (1回)	1月利用		3月利用		6月利用	
				一般	学生	一般	学生	一般	学生
さいたま市営高砂第1自転車駐車場	自転車	1階(高架下)	130円	2,860円	2,140円	7,720円	5,790円	14,580円	10,930円
		2階(シェルター)		2,540円	1,900円	6,850円	5,140円	12,950円	9,710円
		2階(屋根なし)		2,230円	1,670円	6,020円	4,510円	11,370円	8,520円
	原動機付自転車・小型自動二輪車	1階(高架下)	170円	3,710円	2,780円	10,030円	7,520円	18,960円	14,220円
さいたま市営高砂第2自転車駐車場	自転車	1階	130円	2,960円	2,220円	7,990円	5,990円	15,090円	11,320円
		高架下		2,860円	2,140円	7,720円	5,790円	14,580円	10,930円
さいたま市営北浦和自転車駐車場	自転車	屋外	110円	2,390円	1,790円	6,450円	4,830円	12,180円	9,140円
	原動機付自転車	屋外	140円	3,100円	2,330円	8,380円	6,290円	15,840円	11,880円
さいたま市営武蔵浦和駅南自転車駐車場	自転車	1階	150円	3,300円	2,470円	8,910円	6,680円	16,830円	12,620円
		2階		2,980円	2,230円	8,040円	6,030円	15,190円	11,390円
	原動機付自転車	1階	190円	4,290円	3,210円	11,580円	8,680円	21,870円	16,400円
さいたま市営武蔵浦和駅東口地下自転車駐車場	自転車	地下1階	150円	2,980円	2,230円	8,040円	6,030円	15,190円	11,390円
さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場	自転車	1階	130円	2,860円	2,140円	7,720円	5,790円	14,580円	10,930円
		2階		2,540円	1,900円	6,850円	5,140円	12,950円	9,710円
	原動機付自転車	1階	170円	3,710円	2,780円	10,030円	7,520円	18,960円	14,220円
さいたま市営大宮駅	自転車	地下1階	110円	2,180円	1,630円	5,880円	4,410円	11,110円	8,330円
		1階		2,500円	1,870円	6,750円	5,060円	12,750円	9,560円

東口大 門町自 転車駐 車場				円	円	円	円	円	円
		2階		2,180 円	1,630 円	5,880 円	4,410 円	11,110 円	8,330 円
		3階		1,770 円	1,320 円	4,770 円	3,580 円	9,020 円	6,770 円
	原動機付 自転車	3階	140円	2,300 円	1,720 円	6,210 円	4,650 円	11,730 円	8,800 円
さいたま市営 大宮駅 東口錦 町自 転車駐 車場	自転車	屋外	130円	2,540 円	1,900 円	6,850 円	5,140 円	12,950 円	9,710 円
さいたま市営 大宮駅 西口桜 木町自 転車駐 車場	自転車	地下1 階	130円	2,650 円	1,980 円	7,150 円	5,360 円	13,510 円	10,130 円
		地下2 階		2,330 円	1,740 円	6,290 円	4,710 円	11,880 円	8,910 円
さいたま市営 日進駅 南口自 転車駐 車場	自転車	1階	120円	2,730 円	2,040 円	7,370 円	5,520 円	13,920 円	10,440 円
		2階		2,420 円	1,810 円	6,530 円	4,900 円	12,340 円	9,250 円
		3階		2,100 円	1,570 円	5,670 円	4,250 円	10,710 円	8,030 円
	原動機付 自転車	1階	160円	3,540 円	2,660 円	9,580 円	7,180 円	18,090 円	13,570 円
さいたま市営 宮原駅 東口自 転車駐 車場	自転車	1階	120円	2,820 円	2,110 円	7,610 円	5,710 円	14,380 円	10,780 円
		2階		2,510 円	1,880 円	6,770 円	5,080 円	12,800 円	9,600 円
		3階		2,200 円	1,650 円	5,940 円	4,450 円	11,220 円	8,410 円
	原動機付 自転車	1階	160円	3,660 円	2,740 円	9,890 円	7,420 円	18,690 円	14,020 円
さいたま市営 土呂駅 西口自 転車駐 車場	自転車	1階	110円	2,460 円	1,840 円	6,640 円	4,980 円	12,540 円	9,400 円
		2階		2,140 円	1,600 円	5,770 円	4,330 円	10,910 円	8,180 円
さいたま市営 大宮駅 西口自 転車駐 車場	自転車	地下1 階	130円	2,650 円	1,980 円	7,150 円	5,360 円	13,510 円	10,130 円
		1階		2,960 円	2,220 円	7,990 円	5,990 円	15,090 円	11,320 円
		2階		2,650 円	1,980 円	7,150 円	5,360 円	13,510 円	10,130 円
		3階		2,330 円	1,740 円	6,290 円	4,710 円	11,880 円	8,910 円

	原動機付 自転車	地下1 階	170円	3,440 円	2,580 円	9,300 円	6,970 円	17,560 円	13,170 円
さいたま市営 東大宮 駅東口 自転車 駐車場	自転車	地下1 階	150円	2,980 円	2,230 円	8,040 円	6,030 円	15,190 円	11,390 円
		地下2 階		2,670 円	2,000 円	7,200 円	5,400 円	13,610 円	10,210 円
	原動機付 自転車	地下1 階	190円	3,870 円	2,900 円	10,450 円	7,840 円	19,750 円	14,810 円
さいたま市営 宮原駅 西口自 転車駐 車場	自転車	1階	90円	2,140 円	1,600 円	5,770 円	4,330 円	10,910 円	8,180 円
		2階		1,830 円	1,370 円	4,940 円	3,700 円	9,330 円	6,990 円
		3階		1,510 円	1,130 円	4,070 円	3,050 円	7,700 円	5,770 円
	原動機付 自転車	1階	120円	2,780 円	2,080 円	7,510 円	5,630 円	14,180 円	10,640 円
さいたま市営 北大宮 駅自転 車駐車 場	自転車	屋外	120円	2,310 円	1,730 円	6,230 円	4,670 円	11,780 円	8,830 円
	原動機付 自転車	屋外	160円	3,000 円	2,250 円	8,100 円	6,080 円	15,310 円	11,480 円
さいたま市営 指扇駅 南自転 車駐車 場	自転車	屋外	120円	2,310 円	1,730 円	6,230 円	4,670 円	11,780 円	8,830 円
	原動機付 自転車	屋外	160円	3,000 円	2,250 円	8,100 円	6,080 円	15,310 円	11,480 円
さいたま市営 大和田 駅南自 転車駐 車場	自転車	2階	110円	2,140 円	1,600 円	5,770 円	4,330 円	10,910 円	8,180 円
		3階		1,830 円	1,370 円	4,940 円	3,700 円	9,330 円	6,990 円
	原動機付 自転車	2階	140円	2,780 円	2,080 円	7,510 円	5,630 円	14,180 円	10,640 円
さいたま市営 南与野 第1自 転車駐 車場	自転車	高架下	110円	2,440 円	1,830 円	6,580 円	4,940 円	12,440 円	9,330 円
	原動機付 自転車	高架下	150円	3,170 円	2,370 円	8,560 円	6,420 円	16,170 円	12,130 円
さいたま市営 南与野 第2自 転車駐 車場	自転車	高架下	110円	2,440 円	1,830 円	6,580 円	4,940 円	12,440 円	9,330 円
	原動機付 自転車	高架下	150円	3,170 円	2,370 円	8,560 円	6,420 円	16,170 円	12,130 円
さいたま市営 与野本 町第1	自転車	高架下	110円	2,440 円	1,830 円	6,580 円	4,940 円	12,440 円	9,330 円
	原動機付 自転車	高架下	150円	3,170 円	2,370 円	8,560 円	6,420 円	16,170 円	12,130 円

自転車駐車場									
さいたま市営 与野本 町第2 自転車 駐車場	自転車	高架下	110 円	2,440 円	1,830 円	6,580 円	4,940 円	12,440 円	9,330 円
	原動機付 自転車	高架下	150 円	3,170 円	2,370 円	8,560 円	6,420 円	16,170 円	12,130 円
さいたま市営 与野駅 西口臨 時自転 車駐車 場	自転車	1 階	110 円	2,460 円	1,840 円	6,640 円	4,980 円	12,540 円	9,400 円
		2 階		2,140 円	1,600 円	5,770 円	4,330 円	10,910 円	8,180 円
		3 階		1,830 円	1,370 円	4,940 円	3,700 円	9,330 円	6,990 円
	原動機付 自転車	屋外	140 円	3,050 円	2,290 円	8,240 円	6,180 円	15,580 円	11,680 円
さいたま市営 けやき ひろば 自転車 駐車場	自転車	1 階	110 円	2,540 円	1,900 円	6,850 円	5,140 円	12,950 円	9,710 円
		地下1 階		2,230 円	1,670 円	6,020 円	4,510 円	11,370 円	8,520 円
	原動機付 自転車	1 階	150 円	3,300 円	2,470 円	8,910 円	6,680 円	16,840 円	12,630 円
さいたま市営 シーノ 大宮自 転車駐 車場	自転車	地下1 階	110 円	2,180 円	1,630 円	5,880 円	4,410 円	11,110 円	8,330 円
		地下2 階		1,870 円	1,400 円	5,040 円	3,780 円	9,530 円	7,150 円
	原動機付 自転車	地下1 階	140 円	2,830 円	2,120 円	7,650 円	5,730 円	14,450 円	10,840 円
さいたま市営 さいたま新都 心駅東 口自転 車等駐 車場	自転車	1 階	90 円	2,140 円	1,600 円	5,770 円	4,330 円	10,910 円	8,180 円
		2 階		1,830 円	1,370 円	4,940 円	3,700 円	9,330 円	6,990 円
		3 階		1,510 円	1,130 円	4,070 円	3,050 円	7,700 円	5,770 円
	原動機付 自転車・ 小型自動 二輪車	屋外	120 円	2,230 円	1,670 円	6,030 円	4,520 円	11,400 円	8,550 円
		1 階		2,780 円	2,080 円	7,510 円	5,630 円	14,180 円	10,640 円
自動二輪 車	屋外	一時利用（1回） 190 円							
さいたま市営 武蔵浦 和駅西 自転車 等駐車 場	自転車	1 階	150 円	3,300 円	2,470 円	8,910 円	6,680 円	16,830 円	12,620 円
		2 階		2,980 円	2,230 円	8,040 円	6,030 円	15,190 円	11,390 円
	原動機付 自転車・ 小型自動 二輪車	1 階	190 円	4,290 円	3,210 円	11,580 円	8,680 円	21,870 円	16,400 円
	自動二輪 車	屋外	一時利用（1回） 310 円						

備考

- 1 この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 この表において「自転車」とは、法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 3 この表において「小型自動二輪車」とは、法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットル以下のものをいう。
- 4 この表において「自動二輪車」とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットルを超えるものをいう。
- 5 この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び市長が認める教育施設に通学する者をいう。

(さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部改正)

第19条 さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例（平成13年さいたま市条例第210号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3（第5条関係）		別表第3（第5条関係）	
種類	金額（1台につき1月）	種類	金額（1台につき1月）
全日定期駐車券	15,710円	全日定期駐車券	15,420円
平日定期駐車券	9,420円	平日定期駐車券	9,250円
備考	[略]	備考	[略]

(さいたま市営桜木駐車場条例の一部改正)

第20条 さいたま市営桜木駐車場条例（平成13年さいたま市条例第211号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第4条、第15条関係）		別表（第4条、第15条関係）	
車種	利用料金（1台につき）	車種	利用料金（1台につき）
[略]		[略]	
普通自動車 （分類番号 2及び20から29 まで及び200から299 まで）	駐車時間30分 （30分に満た ないときは30 分とする。）ご とに470円	普通自動車 （分類番号 2及び20から29 まで及び200から299 まで）	駐車時間30分 （30分に満た ないときは30 分とする。）ご とに460円

備考 [略]	備考 [略]
--------	--------

(さいたま市宮岩槻駅東口公共駐車場条例の一部改正)

第21条 さいたま市宮岩槻駅東口公共駐車場条例（平成17年さいたま市条例第105号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
種類	金額（1台につき1月）	種類	金額（1台につき1月）
全日定期駐車券	10,470円	全日定期駐車券	10,280円
平日定期駐車券	6,280円	平日定期駐車券	6,170円
備考 [略]		備考 [略]	

(さいたま市宮浦和駅東口駐車場条例の一部改正)

第22条 さいたま市宮浦和駅東口駐車場条例（平成19年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第4条、第15条関係）		別表第2（第4条、第15条関係）	
種類	金額（1台につき1月）	種類	金額（1台につき1月）
全日定期駐車券	20,950円	全日定期駐車券	20,570円
平日定期駐車券	13,610円	平日定期駐車券	13,370円
備考 [略]		備考 [略]	

(さいたま市コミュニティ施設条例の一部改正)

第23条 さいたま市コミュニティ施設条例（平成13年さいたま市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第14条関係）

1 南浦和コミュニティセンター

施設				時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
					午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
体育館	体育及びレ クリエーシ ョンに利用 する場合	専用	一般・学生	440円	660円	980円	1,980円	
			児童・生徒	220円	320円	490円	980円	
		共用	一般・学生	100円	100円	100円	300円	
			児童・生徒	50円	50円	50円	150円	
	その他の場 合	平日		880円	1,320円	1,980円	3,960円	
		土曜日・日曜日・休 日		1,320円	1,980円	2,960円	5,940円	
レクリエーション室			一般・学生	150円	270円	440円	860円	
			児童・生徒	100円	150円	270円	520円	

2 プラザイースト

施設		時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
			午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
ホール			8,640円	17,390円	17,390円	36,870円
第1楽屋			510円	660円	660円	1,550円
第2楽屋			510円	660円	660円	1,550円
第3楽屋			380円	480円	480円	1,150円
第4楽屋			380円	480円	480円	1,150円
第1リハーサル室			1,690円	2,110円	2,110円	5,030円
第2リハーサル室			710円	890円	890円	2,110円
第3リハーサル室			710円	890円	890円	2,110円
多目的ルーム			7,820円	9,780円	9,780円	24,610円
映像シアター			4,100円	5,130円	5,130円	12,880円
音楽スタジオ			860円	1,080円	1,080円	2,730円
フィットネスルーム			4,410円	5,520円	5,520円	13,820円
第1和室			420円	550円	550円	1,380円
第2和室			420円	550円	550円	1,380円
第3和室			860円	1,110円	1,110円	2,770円
茶室			820円	1,020円	1,020円	2,580円
特別会議室			2,550円	3,190円	3,190円	8,040円
第1セミナールーム			840円	1,050円	1,050円	2,660円
第2セミナールーム			840円	1,050円	1,050円	2,660円
第3セミナールーム			840円	1,050円	1,050円	2,660円
第4セミナールーム			1,700円	2,120円	2,120円	5,360円
第5セミナールーム			1,700円	2,120円	2,120円	5,360円
第6セミナールーム			4,050円	5,120円	5,120円	12,780円
第7セミナールーム			1,700円	2,120円	2,120円	5,360円
第8セミナールーム			1,700円	2,120円	2,120円	5,360円

キッチンスタジオ		2,450円	3,060円	3,060円	7,730円
アトリエ・絵画		710円	890円	890円	2,240円
アトリエ・陶芸		2,060円	2,570円	2,570円	6,490円
アトリエ・造形		1人 200円	1人 200円	1人 200円	1人 600円
アトリエ・映像	A	1,050円	1,050円	1,050円	2,840円
	B	530円	530円	530円	1,430円
	C	530円	530円	530円	1,430円
第1展示室	全日 7,740円				
第2展示室	全日 7,740円				
駐車場	1台につき2時間を超える場合は、当該超過時間30分(30分に満たないときは、30分とする。)ごとに100円を加算して得た額に100分の110を乗じて得た額				
附属設備	規則で定める額				

3 東大宮コミュニティセンター

(1) ホールの基本使用料

時間区分 利用区分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
	午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
平日	2,500円	3,770円	5,870円	6,270円	9,350円	11,780円
土曜日・日曜日 ・休日	3,770円	5,030円	7,350円	8,800円	12,010円	15,710円

(2) 体育室の基本使用料

利用方法	利用単位	使用料
バレーボール(1面)	2時間	1,240円
バドミントン(1面)	2時間	280円
卓球(1台)	2時間	110円
上記以外に使用する場合	2時間	1,240円

(3) その他施設の基本使用料

時間区分 施設	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
	午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
第1和室	230円	360円	490円	590円	830円	1,060円
第2和室	230円	360円	490円	590円	830円	1,060円
第1集会室	860円	1,040円	1,440円	1,900円	2,430円	3,280円
第2集会室	360円	420円	550円	780円	960円	1,330円
第3集会室	230円	360円	490円	590円	830円	1,060円
アトリエ・工作 室	230円	360円	490円	590円	830円	1,060円
音楽室	230円	360円	490円	590円	830円	1,060円
調理実習室	360円	420円	550円	780円	960円	1,330円

4 七里コミュニティセンター

時間区分 施設		午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
多 目 的 ホ ー ル	平日	3,450円	4,600円	6,230円	8,050円	10,570円	13,960円
	土曜日・日曜 日・休日	4,400円	5,860円	7,330円	10,260円	12,900円	17,230円
レクリエーショ ンルーム		830円	1,040円	1,340円	1,870円	2,330円	3,160円
アトリエ・工作 室		830円	1,040円	1,340円	1,870円	2,330円	3,160円
調理室		310円	410円	600円	720円	990円	1,300円
第1集会室		310円	410円	600円	720円	990円	1,300円
第2集会室		310円	410円	600円	720円	990円	1,300円
第3集会室		310円	410円	600円	720円	990円	1,300円
第4集会室		310円	410円	600円	720円	990円	1,300円
和室		310円	410円	600円	720円	990円	1,300円
書斎		1室1人2時間につき 310円					

5 宮原コミュニティセンター

時間区分 施設		午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
多 目 的 ホ ー ル	平日	4,400円	5,760円	7,570円	10,160円	13,020円	17,340円
	土曜日・日曜 日・休日	5,130円	6,910円	9,160円	12,040円	15,690円	20,730円
レクリエーショ ンルーム		940円	1,250円	1,700円	2,190円	2,890円	3,810円
アトリエ・工作 室		620円	830円	1,100円	1,450円	1,880円	2,500円
調理室		620円	830円	1,100円	1,450円	1,880円	2,500円
音楽室		940円	1,040円	1,340円	1,980円	2,330円	3,260円
第1集会室		200円	310円	480円	510円	770円	970円
第2集会室		410円	520円	730円	930円	1,210円	1,630円
第3集会室		410円	520円	730円	930円	1,210円	1,630円
第4集会室		410円	520円	730円	930円	1,210円	1,630円
第5集会室		310円	410円	600円	720円	990円	1,300円
第6集会室		410円	520円	730円	930円	1,210円	1,630円
第1和室		200円	310円	480円	510円	770円	970円
第2和室		200円	310円	480円	510円	770円	970円
書斎		1室1人2時間につき 310円					

6 馬宮コミュニティセンター

施設		時間区分		夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
		午 前	午 後				
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
多 目 的 ホ ー ル	平日	4,030円	4,470円	6,710円	8,500円	10,950円	14,900円
	土曜日・日曜 日・休日	4,840円	5,360円	8,050円	10,200円	13,140円	17,890円
農業研修室		340円	370円	570円	710円	930円	1,260円
アトリエ・工作 室		640円	710円	1,070円	1,350円	1,740円	2,380円
調理室		460円	510円	770円	970円	1,250円	1,700円
音楽室		400円	460円	690円	860円	1,120円	1,520円
第1集会室		670円	740円	1,120円	1,410円	1,820円	2,480円
第2集会室		470円	520円	780円	990円	1,270円	1,730円
第3集会室		470円	520円	780円	990円	1,270円	1,730円
第4集会室		450円	490円	740円	940円	1,200円	1,640円
和室1		190円	230円	340円	420円	550円	750円
和室2		180円	200円	310円	380円	510円	690円
書斎		1室1人2時間につき 310円					

7 西部文化センター

施設		時間区分		夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
		午 前	午 後				
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
多 目 的 ホ ー ル	平日	5,040円	6,360円	8,450円	11,400円	14,460円	19,420円
	土曜日・日曜 日・休日	5,920円	7,460円	9,990円	13,300円	17,020円	22,800円
会議室		530円	760円	1,000円	1,290円	1,720円	2,250円
和室		200円	310円	610円	510円	910円	1,120円
茶室・水屋		200円	310円	610円	510円	910円	1,120円
調理実習室		530円	760円	1,000円	1,290円	1,720円	2,250円
アトリエ・工作 室		420円	640円	1,000円	1,060円	1,610円	2,020円
第1集会室		530円	760円	1,000円	1,290円	1,720円	2,250円
第2集会室		420円	640円	1,000円	1,060円	1,610円	2,020円
第3集会室		420円	640円	1,000円	1,060円	1,610円	2,020円
第4集会室		420円	530円	750円	950円	1,250円	1,670円
音楽室		860円	1,100円	1,510円	1,960円	2,550円	3,410円
リフレッシュ・		1人2時間につき 100円					

トレーニング
ーム

8 与野本町コミュニティセンター

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分	午前9時～午後 9時30分
第1会議室		440円	660円	760円	1,860円
第2会議室		440円	660円	760円	1,860円
第3会議室		540円	760円	880円	2,180円
第4会議室		540円	760円	880円	2,180円
第5会議室		660円	880円	1,100円	2,640円
視聴覚室兼会議室		540円	760円	880円	2,180円
音楽室		320円	440円	440円	1,200円
さくら(和室)		320円	440円	440円	1,200円
おおかや(和室)		660円	880円	1,100円	2,640円
多目的ルーム(大)		2,860円	3,740円	4,400円	11,000円
多目的ルーム(小)		1,760円	2,300円	2,740円	6,800円
調理室		980円	1,200円	1,420円	3,600円
附属設備		規則で定める額			

9 上峰コミュニティホール

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分	午前9時～午後 9時30分
和室		760円	1,100円	1,200円	3,060円
調理室		440円	540円	660円	1,640円
会議室		320円	440円	540円	1,300円

10 西与野コミュニティホール

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分	午前9時～午後 9時30分
第1会議室		440円	660円	760円	1,860円
第2会議室		440円	660円	760円	1,860円
第3会議室		440円	660円	760円	1,860円
第4会議室		320円	440円	540円	1,300円
和室		540円	760円	880円	2,180円
多目的ルーム		1,860円	2,420円	2,860円	7,140円
調理室		320円	440円	440円	1,200円

11 下落合コミュニティセンター

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
多目的ルーム1		710円	790円	1,190円	1,500円	1,940円	2,650円

多目的ルーム2	710円	790円	1,190円	1,500円	1,940円	2,650円
調理室	360円	440円	510円	800円	930円	1,280円
第1集会室	470円	530円	790円	1,000円	1,290円	1,770円
第2集会室	550円	610円	930円	1,160円	1,510円	2,060円
第3集会室	550円	610円	930円	1,160円	1,510円	2,060円
第4集会室	470円	530円	790円	1,000円	1,290円	1,770円
和室1	300円	340円	510円	640円	830円	1,140円
和室2	300円	340円	510円	640円	830円	1,140円

1 2 高鼻コミュニティセンター

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
大会議室		1,680円	1,920円	2,150円	3,600円	4,070円	5,750円
第1会議室		280円	470円	520円	750円	990円	1,270円
第2会議室		230円	280円	470円	510円	750円	980円
第3会議室		230円	280円	470円	510円	750円	980円
第4会議室		470円	520円	590円	990円	1,110円	1,580円
第5会議室		470円	520円	590円	990円	1,110円	1,580円
第6会議室		230円	280円	470円	510円	750円	980円
第7会議室		230円	280円	470円	510円	750円	980円
第8会議室		590円	830円	1,060円	1,420円	1,890円	2,480円
視聴覚室		590円	830円	1,060円	1,420円	1,890円	2,480円
和室		280円	470円	520円	750円	990円	1,270円
講習室		280円	470円	520円	750円	990円	1,270円
料理実習室		470円	520円	590円	990円	1,110円	1,580円
トレーニング室		280円	470円	520円	750円	990円	1,270円

1 3 コミュニティセンターいわつき

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分	午前9時～午後 9時30分
研修室		3,140円	4,190円	4,570円	11,900円
集会室(A)		310円	410円	450円	1,170円
集会室(B)		310円	410円	450円	1,170円
会議室(A)		620円	830円	910円	2,360円
会議室(B)		620円	830円	910円	2,360円
会議室(C)		520円	730円	730円	1,980円
和室(つき)		620円	830円	910円	2,360円
和室(やまぶき)		620円	830円	910円	2,360円
音楽室		830円	1,040円	1,100円	2,970円
調理実習室		1,250円	1,670円	1,830円	4,750円

1 4 岩槻駅東口コミュニティセンター

時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
------	-----	-----	-----	-----

施設	午前 9 時～午後 零時	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～午後 9 時 3 0 分
多目的ルーム A	3,140 円	4,190 円	4,400 円	11,730 円
多目的ルーム B	3,140 円	4,190 円	4,400 円	11,730 円
多目的ルーム C	3,140 円	4,190 円	4,400 円	11,730 円
ミニホール	2,510 円	3,350 円	3,470 円	9,330 円
会議室 (A)	730 円	1,040 円	1,100 円	2,870 円
会議室 (B)	730 円	1,040 円	1,100 円	2,870 円
会議室 (C)	730 円	1,040 円	1,100 円	2,870 円
会議室 (D)	620 円	890 円	940 円	2,450 円
研修室 (ワッツルーム A)	2,930 円	3,870 円	4,300 円	11,110 円
研修室 (ワッツルーム B)	1,570 円	2,090 円	2,280 円	5,940 円
音楽スタジオ	940 円	1,250 円	1,270 円	3,460 円
アトリエルーム	2,200 円	2,930 円	3,110 円	8,240 円
クラフトルーム	2,200 円	2,930 円	3,110 円	8,240 円

1 5 ふれあいプラザいわつき

(1) 多目的室の基本使用料

利用方法	利用単位	使用料	
バドミントン (1 面)	2 時間	一般・学生	410 円
		児童・生徒	200 円
インディアカ (1 面)	2 時間	一般・学生	410 円
		児童・生徒	200 円
全面使用	2 時間	一般・学生	1,230 円
		児童・生徒	610 円

(2) 会議室及び和室の基本使用料

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時～午後 零時	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～午後 9 時 3 0 分
会議室 1		620 円	730 円	730 円	2,080 円
会議室 2		620 円	730 円	730 円	2,080 円
会議室 3		200 円	310 円	360 円	870 円
会議室 4		200 円	310 円	360 円	870 円
会議室 5		520 円	620 円	630 円	1,770 円
会議室 6		520 円	620 円	630 円	1,770 円
会議室 7		360 円	470 円	520 円	1,350 円
和室		520 円	680 円	730 円	1,930 円

1 6 プラザウエスト

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時～午後 零時	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～午後 9 時 3 0 分
ホール		9,130 円	18,370 円	18,370 円	38,870 円
第 1 楽屋		1,370 円	1,710 円	1,710 円	4,240 円
第 2 楽屋		670 円	840 円	840 円	2,080 円

第3楽屋	700円	860円	860円	2,150円
第4楽屋	450円	560円	560円	1,390円
第5楽屋	420円	530円	530円	1,320円
第1リハーサル室	1,930円	2,430円	2,430円	5,980円
第2リハーサル室	850円	1,060円	1,060円	2,640円
多目的ルーム	7,550円	9,430円	9,430円	23,260円
音楽スタジオ1	580円	730円	730円	1,800円
音楽スタジオ2	780円	980円	980円	2,430円
音楽スタジオ3	370円	470円	470円	1,180円
音楽スタジオ4	350円	450円	450円	1,110円
音楽スタジオ5	600円	750円	750円	1,870円
第1和室	540円	700円	700円	1,740円
第2和室	310円	390円	390円	1,000円
第3和室	340円	440円	440円	1,110円
第4和室	130円	170円	170円	450円
パソコンルーム	6,620円	8,370円	8,370円	20,860円
陶芸アトリエ	2,340円	2,930円	2,930円	7,230円
絵画アトリエ	2,340円	2,930円	2,930円	7,230円
造形アトリエ	1人 340円	1人 340円	1人 340円	1人 1,020円
キッチンスタジオ	2,570円	3,210円	3,210円	7,940円
第1セミナールーム	2,980円	3,720円	3,720円	9,180円
第2セミナールーム	1,930円	2,430円	2,430円	5,980円
第3セミナールーム	1,930円	2,430円	2,430円	5,980円
第4セミナールーム	1,930円	2,430円	2,430円	5,980円
第5セミナールーム	1,930円	2,430円	2,430円	5,980円
第6セミナールーム	1,460円	1,830円	1,830円	4,520円
第7セミナールーム	1,460円	1,830円	1,830円	4,520円
第8セミナールーム	1,150円	1,430円	1,430円	3,550円
視聴覚室	3,090円	3,860円	3,860円	9,540円
駐車場	1台につき3時間を超える場合は、当該超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に100分の110を乗じて得た額			
附属設備	規則で定める額			

17 大宮工房館

施設	時間区分					
	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
	午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
第1ワークスタ ジオ	1,040円	1,360円	1,580円	2,400円	2,880円	3,920円
第2ワークスタ ジオ	940円	1,250円	1,460円	2,190円	2,670円	3,590円
アトリエ	1,150円	1,460円	1,700円	2,610円	3,110円	4,250円
研修室	1,040円	1,360円	1,580円	2,400円	2,880円	3,920円
第1多目的ルー ム	940円	1,250円	1,460円	2,190円	2,670円	3,590円
第2多目的ルー ム	1,250円	1,570円	1,830円	2,820円	3,330円	4,570円

会議室	410 円	620 円	730 円	1,030 円	1,330 円	1,730 円
-----	-------	-------	-------	---------	---------	---------

18 片柳コミュニティセンター

(1) 多目的ホールの基本使用料

利用方法	利用区分	利用単位	使用料
全面	平日	2 時間	1,590 円
	土曜日・日曜日・休日		1,920 円
半面	平日	2 時間	790 円
	土曜日・日曜日・休日		960 円

(2) その他の施設の基本使用料

施設		時間区分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
			午前 9 時～ 午後 零 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 1 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 9 時 3 0 分
多 目 的 ホ ール	平日		3,850 円	5,010 円	7,070 円	8,860 円	11,830 円	15,620 円
	土曜日・日曜日・休日		4,630 円	6,020 円	8,480 円	10,650 円	14,210 円	18,750 円
レクリエーションルーム			790 円	980 円	1,260 円	1,770 円	2,200 円	2,980 円
第 1 集会室			330 円	440 円	620 円	770 円	1,030 円	1,370 円
第 2 集会室			330 円	440 円	620 円	770 円	1,030 円	1,370 円
第 3 集会室			330 円	440 円	620 円	770 円	1,030 円	1,370 円
第 4 集会室			330 円	440 円	620 円	770 円	1,030 円	1,370 円
第 5 集会室			480 円	630 円	900 円	1,110 円	1,500 円	1,980 円
和室 1			310 円	410 円	600 円	720 円	990 円	1,300 円
和室 2			230 円	300 円	440 円	530 円	720 円	950 円
アトリエ・工作室 1			380 円	480 円	620 円	860 円	1,070 円	1,460 円
アトリエ・工作室 2			380 円	480 円	620 円	860 円	1,070 円	1,460 円
調理室			510 円	690 円	890 円	1,200 円	1,540 円	2,050 円
音楽室 1			290 円	350 円	460 円	640 円	790 円	1,070 円
音楽室 2			380 円	480 円	620 円	860 円	1,070 円	1,460 円
音楽室 3			590 円	730 円	950 円	1,320 円	1,640 円	2,230 円
トレーニングルーム			1 人 2 時間につき 100 円					
書斎			1 室 1 人 2 時間につき 310 円					
農業研修室			530 円	600 円	940 円	1,130 円	1,510 円	2,040 円

19 浦和コミュニティセンター

施設		時間区分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
			午前 9 時～ 午後 零 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 1 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 9 時 3 0 分

施設				0分		0分	0分
多目的ホール	平日	5,670円	7,350円	10,380円	13,020円	17,380円	22,940円
	土曜日・日曜日・休日	6,820円	8,830円	12,460円	15,650円	20,860円	27,550円
レクリエーションルーム1		850円	1,060円	1,380円	1,910円	2,390円	3,230円
レクリエーションルーム2		1,080円	1,340円	1,730円	2,420円	3,010円	4,080円
第1集会室		370円	500円	710円	870円	1,180円	1,550円
第2集会室		360円	490円	690円	850円	1,150円	1,510円
第3集会室		370円	500円	710円	870円	1,180円	1,550円
第4集会室		370円	500円	700円	870円	1,170円	1,540円
第5集会室		370円	490円	690円	860円	1,150円	1,520円
第6集会室		500円	670円	940円	1,170円	1,560円	2,060円
第7集会室		490円	640円	910円	1,130円	1,520円	2,010円
第8集会室		350円	460円	660円	810円	1,080円	1,440円
第9集会室		350円	460円	660円	810円	1,080円	1,440円
第10集会室		320円	420円	600円	740円	1,010円	1,330円
第11集会室		320円	420円	600円	740円	1,010円	1,330円
第12集会室		330円	440円	620円	770円	1,030円	1,370円
第13集会室		960円	1,260円	1,790円	2,220円	2,960円	3,930円
第14集会室		750円	990円	1,400円	1,740円	2,340円	3,080円
第15集会室		1,720円	2,290円	3,220円	4,010円	5,350円	7,100円
IT研修室		630円	840円	1,190円	1,470円	2,000円	2,610円
音楽室1		230円	280円	350円	510円	610円	840円
音楽室2		150円	190円	250円	340円	440円	580円
音楽室3		150円	190円	250円	340円	440円	580円
音楽室4		150円	190円	250円	340円	440円	580円
音楽室5		490円	610円	790円	1,100円	1,380円	1,860円
音楽室6		760円	940円	1,210円	1,700円	2,100円	2,860円

20 プラザノース

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分	午前9時～午後 9時30分
ホール		9,030円	17,050円	17,050円	37,120円
第1楽屋		480円	610円	610円	1,480円
第2楽屋		480円	610円	610円	1,480円
第3楽屋		390円	510円	510円	1,220円
第4楽屋		720円	940円	940円	2,240円
第5楽屋		720円	940円	940円	2,240円
第1リハーサル室		830円	1,040円	1,040円	2,470円
第2リハーサル室		1,170円	1,460円	1,460円	3,450円
第3リハーサル室		1,020円	1,270円	1,270円	3,020円

多目的ルーム	3,980円	5,310円	6,960円	16,250円
音楽スタジオ1	600円	750円	750円	1,920円
音楽スタジオ2	960円	1,190円	1,190円	3,030円
音楽スタジオ3	1,800円	2,230円	2,230円	5,660円
第1和室	200円	270円	270円	690円
第2和室	260円	330円	330円	850円
第3和室	420円	550円	550円	1,410円
第4和室	150円	190円	190円	510円
書斎1	1室1人2時間につき 310円			
書斎2	1室1人2時間につき 310円			
書斎3	1室1人2時間につき 310円			
書斎4	1室1人2時間につき 310円			
書斎5	1室1人2時間につき 310円			
キッチンスタジオ	2,840円	3,490円	3,490円	8,560円
第1セミナールーム	800円	1,000円	1,000円	2,510円
第2セミナールーム	760円	950円	950円	2,370円
第3セミナールーム	1,560円	1,920円	1,920円	4,820円
第4セミナールーム	1,620円	2,010円	2,010円	5,030円
第5セミナールーム	780円	970円	970円	2,450円
第6セミナールーム	1,920円	2,380円	2,380円	5,990円
第7セミナールーム	5,540円	7,080円	7,080円	17,650円
陶芸アトリエ	2,990円	3,670円	3,670円	8,980円
絵画アトリエ	2,990円	3,670円	3,670円	8,980円
造形アトリエ	1人 400円	1人 400円	1人 400円	1人 1,080円
CGアトリエ	3,580円	3,580円	3,580円	9,550円
交流スタジオ	1,560円	1,910円	1,910円	4,690円
ノースギャラリー1	全日 2,720円			
ノースギャラリー2	全日 2,720円			
ノースギャラリー3	全日 2,720円			
ノースギャラリー4	全日 2,720円			
ノースギャラリー5	全日 2,720円			
ノースギャラリー6	全日 2,720円			
ノースギャラリー7	全日 2,720円			
ノースギャラリー8	全日 3,400円			
駐車場	1台につき2時間を超える場合は、当該超過時間30分(30分に満たないときは、30分とする。)ごとに100円を加算して得た額に100分の110を乗じて得た額			
附属設備	規則で定める額			

2.1 日進公園コミュニティセンター

施設	時間区分		夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前	午後				
	午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
体育室	540円	620円	880円	1,160円	1,470円	2,010円
料理室	280円	320円	450円	600円	750円	1,020円
談話室	200円	240円	340円	440円	560円	770円
講習室	270円	310円	440円	580円	730円	1,000円

和室	130 円	150 円	220 円	280 円	360 円	500 円
茶室	90 円	110 円	150 円	200 円	260 円	350 円

2 2 武蔵浦和コミュニティセンター

施設		時間区分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
			午前 9 時～ 午後 零時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 5 時	午後 1 時～ 午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～ 午後 9 時 3 0 分
多 目 的 ホ ー ル	平日		3,000 円	3,880 円	5,480 円	6,880 円	9,180 円	12,130 円
	土曜日・日曜 日・休日		3,610 円	4,670 円	6,580 円	8,280 円	11,030 円	14,570 円
	レクリエーショ ンルーム 1		790 円	980 円	1,270 円	1,770 円	2,210 円	2,990 円
	レクリエーショ ンルーム 2		780 円	970 円	1,250 円	1,750 円	2,170 円	2,950 円
	第 1 集会室		470 円	620 円	880 円	1,090 円	1,470 円	1,930 円
	第 2 集会室		340 円	460 円	640 円	800 円	1,070 円	1,420 円
	第 3 集会室		410 円	550 円	770 円	960 円	1,290 円	1,700 円
	第 4 集会室		450 円	590 円	830 円	1,040 円	1,400 円	1,840 円
	第 5 集会室		150 円	200 円	290 円	350 円	490 円	630 円
	第 6 集会室		410 円	550 円	770 円	960 円	1,290 円	1,700 円
	第 7 集会室		420 円	560 円	780 円	980 円	1,320 円	1,730 円
	第 8 集会室		340 円	460 円	640 円	800 円	1,070 円	1,420 円
	第 9 集会室		410 円	540 円	770 円	950 円	1,280 円	1,690 円
	第 10 集会室		470 円	620 円	880 円	1,090 円	1,470 円	1,930 円
	音楽室 1		250 円	300 円	390 円	550 円	680 円	930 円
	音楽室 2		140 円	170 円	230 円	310 円	390 円	530 円
	音楽室 3		140 円	170 円	230 円	310 円	390 円	530 円
	音楽室 4		270 円	340 円	440 円	610 円	760 円	1,020 円
	音楽室 5		360 円	450 円	580 円	810 円	1,010 円	1,370 円
	駐車場	1 台につき 30 分 (30 分に満たないときは、30 分とする。) ごとに 100 円						
自 転 車 等 駐 車 場	自転車	1 台につき 1 回ごとに 150 円 (施設利用の認証を受けた場合には、3 時間まで無料)						
	原動機付自 転車・小型 自動二輪車	1 台につき 1 回ごとに 270 円 (施設利用の認証を受けた場合には、3 時間まで無料)						
	自動二輪車	1 台につき 1 回ごとに 410 円 (施設利用の認証を受けた場合には、3 時間まで無料)						

2 3 美園コミュニティセンター

(1) 多目的ホールの基本使用料

利用方法	利用区分	利用単位	使用料
全面	平日	2 時間	1,340 円
	土曜日・日曜日・休日		1,620 円

半面	平日	2時間	670円
	土曜日・日曜日・休日		810円

(2) その他の施設の基本使用料

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
レクリエーションルーム		690円	850円	1,110円	1,540円	1,920円	2,590円
第1集会室		340円	450円	640円	790円	1,060円	1,410円
第2集会室		340円	450円	640円	790円	1,060円	1,410円
第3集会室		240円	320円	450円	560円	760円	990円
第4集会室		240円	320円	450円	560円	760円	990円
第5集会室		470円	630円	890円	1,100円	1,490円	1,960円
和室1		180円	240円	350円	420円	580円	760円
和室2		170円	220円	320円	390円	520円	700円
調理室		310円	430円	560円	740円	970円	1,280円
音楽室1		390円	480円	620円	870円	1,070円	1,470円
音楽室2		280円	340円	450円	620円	780円	1,050円
駐車場	1台につき30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円（施設利用の認証を受けた場合には、2時間まで無料）						
自転車等駐車場	自転車	1台につき1回ごとに150円（施設利用の認証を受けた場合には、3時間まで無料）					
	原動機付自転車・小型自動二輪車	1台につき1回ごとに270円（施設利用の認証を受けた場合には、3時間まで無料）					
駐車場	自動二輪車	1台につき1回ごとに410円（施設利用の認証を受けた場合には、3時間まで無料）					

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- 3 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児並びにこれらを中心として構成される団体をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外の者をいう。
- 4 市内に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の使用料は、規定の使用料（駐車場、自転車等駐車場及び附属設備の使用料を除く。）の額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 ホールの利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合（規則で定める場合を除く。）の使用料には、基本使用料（楽屋及び附属設備等に係る使用料を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 1人1回について徴収する最高の入場料が500円未満のとき 100分の10
 - (2) 1人1回について徴収する最高の入場料が500円以上1,000円未満のとき 100分の30
 - (3) 1人1回について徴収する最高の入場料が1,000円以上2,000円未満のとき 100分の50
 - (4) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円以上3,000円未満のとき 100分の70

0分の70

- (5) 1人1回について徴収する最高の入場料が3,000円以上のとき 100分の90
- 6 ホール以外の施設において、利用者が入場料を徴収する場合の使用料には、基本使用料（附属設備等に係る使用料を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円未満のとき 100分の50
 - (2) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円以上のとき 100分の100
- 7 利用に先立ち、準備又は練習のためホールの舞台のみを利用する場合の使用料は、基本使用料（第4項に該当する場合は、加算後の使用料の額）に100分の70を乗じて得た額とする。
- 8 プラザイースト、プラザウエスト及びプラザノースにおいてホールの利用に付随して利用する場合のリハーサル室の使用料は規定の使用料の額（第4項に該当する場合は、加算後の使用料の額）の100分の50、プラザイーストにおいて準備のために展示室を利用する場合及びプラザノースにおいて準備のためにノースギャラリーを利用する場合の使用料は規定の使用料の額（第4項に該当する場合は、加算後の使用料の額）の100分の70に相当する額とする。
- 9 与野本町コミュニティセンターにおいて多目的ルーム（大）を2室に区分してその1室を使用する場合の使用料は、基本使用料の2分の1の額とする。
- 10 使用料を計算する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 11 22及び23の表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
 - (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
 - (3) 小型自動二輪車 法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットル以下のものをいう。
 - (4) 自動二輪車 法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットルを超えるものをいう。
- 12 武蔵浦和コミュニティセンター及び美園コミュニティセンターの駐車場及び自転車等駐車場の使用料は、規則で定める施設の利用の認証を受けた場合には、市長が必要と認める時間まで無料とする。

(さいたま市ホテル南郷条例の一部改正)

第24条 さいたま市ホテル南郷条例(平成19年さいたま市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第11条、第16条関係)			別表(第11条、第16条関係)		
1 宿泊料			1 宿泊料		
区分		利用料金(1人1泊につき)	区分		利用料金(1人1泊につき)
1 市内居 住者	一般	<u>4,400 円</u>	1 市内居 住者	一般	<u>4,320 円</u>
	児童	<u>3,300 円</u>		児童	<u>3,240 円</u>
2 1以外 の者	一般	<u>5,500 円</u>	2 1以外 の者	一般	<u>5,400 円</u>
	児童	<u>4,400 円</u>		児童	<u>4,320 円</u>
3 1又は2の区分にかかわらず、教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校の児童及び生徒並びにその引率者		<u>1,040 円</u>	3 1又は2の区分にかかわらず、教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校の児童及び生徒並びにその引率者		<u>1,020 円</u>
2 休憩料			2 休憩料		
[略]			[略]		
3 入浴料			3 入浴料		
区分	利用料金(1人1回につき)		区分	利用料金(1人1回につき)	
一般	<u>360 円</u>		一般	<u>350 円</u>	
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

(さいたま市六日町山の家条例の一部改正)

第25条 さいたま市六日町山の家条例(平成13年さいたま市条例第215号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前				
別表（第10条、第16条関係）				別表（第10条、第16条関係）				
1 宿泊料				1 宿泊料				
区分		単位	利用料金	区分		単位	利用料金	
1 市内に住所を有する者	特別室	一般	4,050円	1 市内に住所を有する者	特別室	一般	3,980円	
		児童	2,950円			児童	児童	2,900円
	一般和室	一般	2,340円		一般和室		一般	一般
		児童	1,240円			児童	児童	1,220円
2 1及び3以外の者	特別室	一般	6,070円	2 1及び3以外の者	特別室		一般	5,960円
		児童	4,430円			児童	児童	4,350円
	一般和室	一般	3,520円		一般和室		一般	一般
		児童	1,860円			児童	児童	1,830円
3 1又は2の区分にかかわらず、教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校の児童及び生徒並びにその引率者			1,040円	3 1又は2の区分にかかわらず、教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校の児童及び生徒並びにその引率者			1,020円	
2 休憩料				2 休憩料				
区分		単位	利用料金	区分		単位	利用料金	
1 市内に住所を有する者	特別室	[略]	760円	1 市内に住所を有する者	特別室	[略]	750円	
	一般和室		540円		一般和室		530円	
2 1以外の者	特別室	[略]	1,140円	2 1以外の者		特別室	[略]	1,120円
	一般和室		810円		一般和室	800円		
3 施設利用料金 大広間の使用は午後6時から午後8時までの飲食を伴う利用に限り、その利用料金は1回につき5,500円とし、大広間を2室に区分しその1室を利用する場合は2,740円とする。				3 施設利用料金 大広間の使用は午後6時から午後8時までの飲食を伴う利用に限り、その利用料金は1回につき5,400円とし、大広間を2室に区分しその1室を利用する場合は2,690円とする。				
備考 [略]				備考 [略]				

（さいたま市新治ファミリーランド条例の一部改正）

第26条 さいたま市新治ファミリーランド条例（平成13年さいたま市条例第216号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第10条、第16条関係） 1 キャンプサイト等利用料金			別表（第10条、第16条関係） 1 キャンプサイト等利用料金		
区 分	利用料金（1泊につき）		区 分	利用料金（1泊につき）	
	市 内	市 外		市 内	市 外
キャンプサイト （1区画）	520円	780円	キャンプサイト （1区画）	510円	770円
オートキャンプサイト （1区画）	1,040円	1,570円	オートキャンプサイト （1区画）	1,020円	1,540円
バンガロー （1棟）	3,140円	4,710円	バンガロー （1棟）	3,080円	4,620円
コテージ （1棟）	12,570円	18,850円	コテージ （1棟）	12,340円	18,510円
2 温泉入浴施設利用料金			2 温泉入浴施設利用料金		
大人（1泊につき）	小人（1泊につき）		大人（1泊につき）	小人（1泊につき）	
520円	310円		510円	300円	
備考 [略]			備考 [略]		

（さいたま市見沼ヘルシーランド条例の一部改正）

第27条 さいたま市見沼ヘルシーランド条例（平成13年さいたま市条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第8条、第13条関係）			別表（第8条、第13条関係）		
区分		利用料金 （1回の利用 につき）	区分		利用料金 （1回の利用 につき）
1 市内に	一般	1,100円	1 市内に	一般	1,080円

住所を有する者	児童・生徒及び60歳以上の者	540円	住所を有する者	児童・生徒及び60歳以上の者	530円
	21以外の者	1,540円		21以外の者	1,510円
	児童・生徒及び60歳以上の者	760円		児童・生徒及び60歳以上の者	750円
備考 [略]			備考 [略]		

(さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例の一部改正)

第28条 さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例（平成22年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第13条関係）			別表（第13条関係）		
区分	使用料（1人1回につき）		区分	使用料（1人1回につき）	
	市内	市外		市内	市外
[略]			[略]		
一般	730円	830円	一般	710円	820円
小学生・中学生	310円	310円	小学生・中学生	300円	300円
備考 [略]			備考 [略]		

(さいたま市盆栽四季の家条例の一部改正)

第29条 さいたま市盆栽四季の家条例（平成13年さいたま市条例第218号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第11条関係）

時間区分	午前	午後	夜間	午前 ～午後	午後 ～夜間	全日
	和室	午前 9時 ～午後 零時	午後 1時 ～午後 5時	午後 6時 ～午後 9時3 0分	午前 9時 ～午後 5時	午後 1時 ～午後 9時3 0分
さくらの 間	<u>230</u> 円	<u>340</u> 円	<u>470</u> 円	<u>570</u> 円	<u>790</u> 円	<u>1,010</u> 円
つげの間	<u>230</u> 円	<u>340</u> 円	<u>470</u> 円	<u>570</u> 円	<u>790</u> 円	<u>1,010</u> 円

備考 [略]

別表（第11条関係）

時間区分	午前	午後	夜間	午前 ～午後	午後 ～夜間	全日
	和室	午前 9時 ～午後 零時	午後 1時 ～午後 5時	午後 6時 ～午後 9時3 0分	午前 9時 ～午後 5時	午後 1時 ～午後 9時3 0分
さくらの 間	<u>220</u> 円	<u>330</u> 円	<u>460</u> 円	<u>550</u> 円	<u>780</u> 円	<u>990</u> 円
つげの間	<u>220</u> 円	<u>330</u> 円	<u>460</u> 円	<u>550</u> 円	<u>780</u> 円	<u>990</u> 円

備考 [略]

(さいたま市大宮ソニック市民ホール条例の一部改正)

第30条 さいたま市大宮ソニック市民ホール条例（平成13年さいたま市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条、第17条関係）

1 基本利用料金

施設	時間区分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日	超過1時間
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分	
第1集会室		5,830円	11,620円	13,300円	17,390円	24,930円	30,690円	3,250円
第2集会室		5,830円	11,620円	13,300円	17,390円	24,930円	30,690円	3,250円
第3集会室		5,830円	11,620円	13,300円	17,390円	24,930円	30,690円	3,250円
第4集会室		5,830円	11,620円	13,300円	17,390円	24,930円	30,690円	3,250円
附属設備	規則で定める額							

2 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外利用者が利用する場合の増利用料金は、当該基本利用料金に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）
入場料金を徴収する場合の増利用料金	<p>利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の増利用料金は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円未満のとき 当該基本利用料金に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）</p> <p>(2) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円以上のとき 当該基本利用料金に100分の100を乗じて得た額</p>

備考 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。

(さいたま市文化会館条例の一部改正)

第31条　さいたま市文化会館条例（平成13年さいたま市条例第220号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条、第17条関係）

1 文化センターの利用料金

施設		時間区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
				午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分	午前9時～午後 9時30分
大ホール	A	平日		35,300円	70,600円	80,470円	168,240円
		土曜日・日曜日・休日		47,770円	95,640円	108,710円	227,640円
	B	平日		30,480円	61,070円	69,660円	145,610円
		土曜日・日曜日・休日		41,270円	82,650円	93,950円	196,740円
小ホール		平日		9,460円	18,850円	21,530円	45,040円
		土曜日・日曜日・休日		12,670円	25,450円	29,050円	60,760円
第1リハーサル室				5,280円	5,280円	5,280円	13,400円
第2リハーサル室				2,420円	2,420円	2,420円	6,380円
第1楽屋				660円	660円	660円	1,640円
第2楽屋				980円	980円	980円	2,640円
第3楽屋				980円	980円	980円	2,640円
第4楽屋				1,100円	1,100円	1,100円	2,860円
第5楽屋				1,640円	1,640円	1,640円	4,180円
第6楽屋				1,100円	1,100円	1,100円	2,860円
第7楽屋				660円	660円	660円	1,640円
第8楽屋				660円	660円	660円	1,640円
第9楽屋				1,100円	1,100円	1,100円	2,860円
楽屋応接室				880円	880円	880円	2,200円
第1練習室				760円	1,540円	1,620円	3,520円
第2練習室				1,200円	2,420円	2,780円	5,820円
大集会室		A		2,070円	4,840円	5,470円	11,520円
		B		2,070円	4,840円	5,470円	11,520円
第1集会室				2,340円	5,500円	6,340円	13,200円
第2集会室				1,500円	3,520円	3,930円	8,240円
第3集会室				1,210円	2,860円	3,160円	6,600円
第4集会室				750円	1,760円	2,110円	4,400円
第1和室				640円	1,540円	1,820円	3,840円
第2和室				640円	1,540円	1,820円	3,840円
第3和室				640円	1,540円	1,820円	3,840円
茶室				560円	1,320円	1,620円	3,500円
多目的ホール				8,100円	18,850円	21,260円	44,730円
展示室		A	全日	12,150円			
		B	全日	7,700円			
		C	全日	4,500円			
駐車場				1台につき1時間を超える場合は、100円に当該超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に100分の110を乗じて得た額			

2 市民会館うらわの利用料金

ア ホール等の利用料金

時間区分 施設		午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
		午前9時～ 午後零時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時3 0分	午前9時～ 午後9時3 0分
ホール	平日	5,720円	14,600円	13,740円	16,760円	24,300円	28,600円
	土曜日・日曜 日・休日	8,580円	19,500円	19,970円	24,350円	35,720円	42,840円
001 楽屋		540円	1,000円	950円	1,400円	1,860円	2,300円
011 楽屋		1,100円	2,260円	2,200円	3,040円	4,180円	5,160円

イ 集会室等の利用料金

時間区分 施設		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		午前9時～午後零 時	午後1時～午後5 時	午後6時～午後9 時30分	午前9時～午後9 時30分	
101 集会室		3,180円	6,400円	6,240円	13,930円	
402 集会室		1,860円	3,630円	3,650円	8,240円	
403 集会室		1,860円	3,630円	3,650円	8,240円	
405 集会室		760円	1,500円	1,540円	3,400円	
503 集会室		1,860円	3,630円	3,650円	8,240円	
505 集会室		1,860円	3,630円	3,650円	8,240円	
507 集会室		760円	1,500円	1,540円	3,400円	
603 集会室		1,860円	3,630円	3,650円	8,240円	
605 集会室		1,860円	3,630円	3,650円	8,240円	
606 集会室		980円	2,010円	2,010円	4,620円	
703 集会室		440円	610円	760円	1,760円	
705 集会室		1,860円	3,630円	3,650円	8,240円	
706 集会室		1,860円	3,630円	3,650円	8,240円	
707 集会室		980円	2,010円	2,010円	4,620円	
805 コンサート室		3,400円	6,900円	6,730円	15,400円	
807 集会室		760円	1,500円	1,540円	3,400円	
203 展示室		午前9時から午後6時まで 1,860円				
駐車場		1台につき1時間を超える場合は、100円に当該超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に100分の110を乗じて得た額				

ウ 結婚式場等の利用料金

施 設		利 用 料 金
結婚式場（控室等を含む。）		1回につき 1,420円
披露宴場	101 集会室（松）	1回につき 3,180円
	402 集会室（竹）	1回につき 1,860円
	403 集会室（梅）	
	503 集会室（鶴）	
	505 集会室（亀）	
	603 集会室（寿）	
605 集会室（宝）		

3 市民会館おおみやの利用料金

ア ホール等の利用料金

時間区分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
------	-----	-----	-----	-------	-------	-----

施設		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
大ホール	平日	18,640円	35,820円	39,680円	54,460円	75,500円	90,250円
	土曜日・日曜日・休日	23,360円	45,360円	49,210円	68,720円	94,570円	112,910円
小ホール	平日	5,400円	11,620円	11,450円	16,970円	23,070円	26,980円
	土曜日・日曜日・休日	6,970円	13,090円	14,930円	20,000円	28,020円	34,440円
第1楽屋		700円	1,420円	1,670円	2,120円	3,090円	3,670円
第2楽屋		700円	1,420円	1,670円	2,120円	3,090円	3,670円
第3楽屋		700円	1,420円	1,670円	2,120円	3,090円	3,670円
第4楽屋		700円	1,420円	1,670円	2,120円	3,090円	3,670円

イ 集会室及び和室の利用料金

施設		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
第1集会室		1,550円	2,510円	2,710円	4,060円	5,220円	6,350円
第2集会室		1,550円	2,510円	2,710円	4,060円	5,220円	6,350円
第3集会室		1,910円	3,000円	3,140円	4,910円	6,140円	7,060円
第4集会室		2,280円	3,590円	3,990円	5,870円	7,580円	8,900円
第5集会室		2,280円	3,590円	3,990円	5,870円	7,580円	8,900円
和室		2,760円	3,830円	4,090円	6,590円	7,920円	9,130円

4 市民会館いわつきの利用料金

ア ホール等の利用料金

施設		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
ホール	平日	3,140円	6,280円	7,850円	15,710円
	土曜日・日曜日・休日	4,190円	8,380円	10,470円	20,950円
楽屋		520円	620円	830円	1,570円
101	集会室	730円	1,040円	1,360円	2,720円
301	集会室	830円	1,150円	1,570円	3,350円
401	集会室	830円	1,150円	1,570円	3,350円
501	集会室	260円	310円	470円	940円
502	集会室	260円	310円	470円	940円
503	集会室	260円	310円	470円	940円
504	集会室	260円	310円	470円	940円
505	集会室	730円	1,040円	1,360円	2,720円
506	集会室	730円	1,040円	1,360円	2,720円

イ 結婚式場等の利用料金

施設	利用料金
結婚式場	1回につき 1,040円
披露宴場 301 集会室(亀)	1回につき 1,570円

	401 集会室（鶴）	1回につき 1,570円
	505 集会室（松）	1回につき 1,570円
	506 集会室（竹）	1回につき 1,570円
控室		1回につき 410円
着付室		1回につき 200円
写真室		1回につき 310円

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- 3 さいたま市に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金（駐車場及び附属設備の利用料金を除く。）の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 ホールの利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び附属設備等に係る利用料金を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 1人1回について徴収する最高の入場料が500円未満のとき 100分の10
 - (2) 1人1回について徴収する最高の入場料が500円以上1,000円未満のとき 100分の30
 - (3) 1人1回について徴収する最高の入場料が1,000円以上2,000円未満のとき 100分の50
 - (4) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円以上3,000円未満のとき 100分の70
 - (5) 1人1回について徴収する最高の入場料が3,000円以上のとき 100分の90
- 5 ホール以外の施設において、利用者が入場料を徴収する場合の利用料金には、規定の利用料金（附属設備等に係る利用料金を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円未満のとき 100分の50
 - (2) 1人1回について徴収する最高の入場料が2,000円以上のとき 100分の100
- 6 準備又は練習のため施設等を利用する場合のホール又は展示室の利用料金は、規定の利用料金に100分の70を乗じて得た額とする。この場合、文化センター大ホールにあっては、Bの項の利用料金を適用する。
- 7 文化センターにおいて、大ホール又は小ホールの利用に付随して利用する場合のリハーサル室及び展示室の利用料金については、リハーサル室は規定の利用料金の額（第3項に該当する場合は、加算後の利用料金の額）の100分の50、展示室については規定の利用料金の額（第3項に該当する場合は、加算後の利用料金の額）の100分の70に相当する額とする。
- 8 市民会館うらわ及び市民会館いわつきの結婚式場等の利用において、新郎、新婦の両者が市外居住者である場合の利用料金は、規定の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。
- 9 利用料金を計算する場合において、利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(さいたま市伝統文化施設条例の一部改正)

第32条 さいたま市伝統文化施設条例（平成13年さいたま市条例第222号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前									
別表（第13条、第19条関係）						別表（第13条、第19条関係）									
1 恭慶館の利用料金						1 恭慶館の利用料金									
施設名	時間区分	午前	午後	夜間	全日	施設名	時間区分	午前	午後	夜間	全日				
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時	午前9時～午後9時			午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時	午前9時～午後9時				
第1和室		2,200円	2,740円	3,300円	7,260円	第1和室		<u>2,160円</u>	2,690円	3,240円	7,120円				
第2和室		<u>1,100円</u>	1,640円	2,200円	4,400円	第2和室		<u>1,080円</u>	1,610円	2,160円	4,320円				
茶室		2,200円	2,740円	3,300円	7,260円	茶室		<u>2,160円</u>	2,690円	3,240円	7,120円				
表広間		2,200円	2,740円	3,300円	7,260円	表広間		<u>2,160円</u>	2,690円	3,240円	7,120円				
[略]						[略]									
備考 [略]						備考 [略]									
2 文化館の利用料金						2 文化館の利用料金									
施設名	時間区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	施設名	時間区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時			午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
練習場		1,570円	2,090円	2,300円	3,660円	4,390円	5,960円	練習場		<u>1,540円</u>	2,050円	2,260円	3,590円	4,310円	5,850円
第1和室		<u>310円</u>	[略]	520円	720円	930円	1,240円	第1和室		<u>300円</u>	[略]	510円	710円	920円	1,220円
第2和室		<u>310円</u>	[略]	520円	720円	930円	1,240円	第2和室		<u>300円</u>	[略]	510円	710円	920円	1,220円
会議室		[略]	520円	620円	930円	1,140円	1,550円	会議室		[略]	510円	610円	920円	1,120円	1,530円

展示場	1,150	1,460	1,670	2,610	3,130	4,280
	円	円	円	円	円	円

備考 [略]

展示場	1,130	1,430	1,640	2,560	3,070	4,200
	円	円	円	円	円	円

備考 [略]

(さいたま市岩槻人形博物館条例の一部改正)

第33条 さいたま市岩槻人形博物館条例（平成30年さいたま市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前			
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）			
区分	観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （個人に限る。）	区分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体 （20人以上）			個人	団体 （20人以上）
一般	[略]		1,030円	一般	[略]	
[略]				[略]		
備考 [略]				備考 [略]		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）			
区分	特別使用料（1点1回につき）		区分	特別使用料（1点1回につき）		
撮影	[略]		撮影	[略]		
	その他	4,400円		その他	4,320円	
原版使用	[略]		原版使用	[略]		
	その他	3,300円		その他	3,240円	
備考 [略]			備考 [略]			
別表第3（第11条関係）			別表第3（第11条関係）			
会議室等	利用区分	使用料	会議室等	利用区分	使用料	
会議室	午前（9時から12時まで）	1,740円	会議室	午前（9時から12時まで）	1,710円	
	午後（13時から17時まで）	2,310円		午後（13時から17時まで）	2,270円	
	1日	4,050円		1日	3,980円	

[略]	[略]
備考 [略]	備考 [略]

(さいたま市大宮盆栽美術館条例の一部改正)

第34条 さいたま市大宮盆栽美術館条例（平成21年さいたま市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
区分	観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （個人に限る。）	区分	観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （個人に限る。）
	個人	団体 （20人以上）			個人	団体 （20人以上）	
一般	<u>310円</u>	[略]	<u>1,040円</u>	一般	300円	[略]	<u>1,020円</u>
高校生・大学生・65歳以上	[略]		<u>520円</u>	高校生・大学生・65歳以上	[略]		<u>510円</u>
小学生・中学生	[略]		<u>310円</u>	小学生・中学生	[略]		<u>300円</u>
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
区分		特別使用料（1点1回につき）		区分		特別使用料（1点1回につき）	
撮影	学術研究用	<u>540円</u>		撮影	学術研究用	<u>530円</u>	
	その他	<u>4,400円</u>			その他	<u>4,320円</u>	
原版使用	学術研究用	<u>540円</u>		原版使用	学術研究用	<u>530円</u>	
	その他	<u>3,300円</u>			その他	<u>3,240円</u>	
備考 [略]				備考 [略]			
別表第3（第11条関係）				別表第3（第11条関係）			
施設の名称	利用区分	使用料		施設の名称	利用区分	使用料	
企画展示室	1日	<u>8,000円</u>		企画展示室	1日	<u>7,850円</u>	

講座室		午前（9時から12時まで）	1,980円
		午後（13時から閉館時間まで）	1,980円
		1日	3,960円
駐車場	大型車	1台（1回につき）	880円
	一般車	1台（2時間を超える場合）	超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に <u>100分の1</u> を乗じて得た額
備考 [略]			

講座室		午前（9時から12時まで）	1,940円
		午後（13時から閉館時間まで）	1,940円
		1日	3,880円
駐車場	大型車	1台（1回につき）	860円
	一般車	1台（2時間を超える場合）	超過時間30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに100円を加算して得た額に <u>100分の1</u> を乗じて得た額
備考 [略]			

（さいたま市体育館条例の一部改正）

第35条 さいたま市体育館条例（平成13年さいたま市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条、第19条関係）

1 さいたま市浦和駒場体育館利用料金

(1) 専用利用料金

施設名		種別	利用単位	利用料金	全日利用料金			
屋内施設	競技場 アマチュアの体育・スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	一般・学生	午前9時～午後5時	2時間	2,840円	16,650円		
			午後5時～午後9時	5,720円				
		児童・生徒	午前9時～午後5時		1,420円		8,320円	
			午後5時～午後9時		2,860円			
		その他の場合	平日	午前9時～午後9時			7,410円	33,410円
			土・日曜日 休日				11,120円	50,070円
	第1体育室 第2体育室	一般・学生	午前9時～午後5時	2時間	790円	4,720円		
			午後5時～午後9時		1,610円			
		児童・生徒	午前9時～午後5時		390円		2,350円	
			午後5時～午後9時		800円			
柔・剣道場 弓道場 卓球場 トレーニング室	一般・学生	午前9時～午後5時	2時間	1,020円	5,820円			
		午後5時～午後9時		1,900円				
	児童・生徒	午前9時～午後5時		500円		2,910円		
		午後5時～午後9時		940円				
第1会議室・第2会議室			2時間	270円				
屋外施設	テニスコート	一般・学生	2時間	440円				
		児童・生徒		200円				

(2) 個人利用料金

種別	利用料金
一般・学生	2時間につき 100円
児童・生徒	2時間につき 50円

(3) 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	利用者の住所、居所、事務所、事業所等が市外の場合（以下「市外利用」という。）の増利用料金は、当該規定利用料金額（1 専用利用又は2 個人利用の利用料金額をいう。以下同じ。）の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金（いずれの名義でするかを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合の増利用料金は、1 人1 回について徴収する最高の入場料金の50を乗じて得た額とする。

備考

- 1 競技場及び第1 体育室の専用利用は、床面積の2分の1の単位で行うことができる。この場合の利用料金は、規定利用料金額（市外利用にあつては、当該増利用料金を加算した額）の100分の50とする。
- 2 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれる。
- 3 利用料金の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児並びにこれらを中心として構成される法人その他の団体をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外のものをいう。
- 5 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。

2 さいたま市大宮体育館利用料金

(1) 基本利用料金

施設名		区分			利用料金	
競技場	アマチュアの体育・スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	バスケットボールコート	一般・学生	専用	2時間	1,700円
			児童・生徒			840円
		バレーボールコート	一般・学生	専用	1,220円	
			児童・生徒		600円	
		バドミントンコート	一般・学生	専用	270円	
			児童・生徒		130円	
	ハンドボールコート 競技場全面	一般・学生	専用	3,680円		
		児童・生徒		1,840円		
	その他の場合	平日	全面専用		2時間	7,380円
		土曜日・日曜日・休日				14,660円
柔道場・剣道場 体力測定室兼トレーニング室	一般・学生	専用	2時間	1,220円		
		共用		600円		
	児童・生徒	専用	600円			
		共用	290円			
体力測定室兼トレーニング室	一般・学生	個人	2時間	230円		
	児童・生徒			110円		
卓球場	一般・学生	専用	2時間	960円		

	児童・生徒			470 円
	一般・学生	1 台		110 円
	児童・生徒			50 円
弓道場	一般・学生	専用	2 時間	1,220 円
	一般・学生	個人		290 円
会議室			2 時間	470 円
軽運動室	一般・学生		2 時間	600 円
	児童・生徒		2 時間	280 円
講習室			2 時間	600 円
研修室 A・B・C			2 時間	290 円
料理室			2 時間	430 円

(2) 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外利用の増利用料金は、当該基本利用料金額の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金を徴収する場合の増利用料金は、1人1回について徴収する最高の入場料金を100を乗じて得た額とする。

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれる。
- 2 利用料金の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児が利用する場合又は児童・生徒を主たる対象として利用する場合をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外のものをいう。
- 4 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。

3 さいたま市与野体育館利用料金

(1) 基本利用料金

施設名	利用区分	種別	利用時間	利用料金	全日利用料金
競技場	午前9時～午前11時	一般・学生	2時間	2,200円	14,240円
		児童・生徒	2時間	1,100円	
	午前11時～午後1時	一般・学生	2時間	2,200円	
		児童・生徒	2時間	1,100円	
	午後1時～午後3時	一般・学生	2時間	2,470円	
		児童・生徒	2時間	1,230円	
	午後3時～午後5時	一般・学生	2時間	2,470円	
		児童・生徒	2時間	1,230円	
	午後5時～午後7時	一般・学生	2時間	4,400円	
		児童・生徒	2時間	2,200円	
	午後7時～午後9時	一般・学生	2時間	4,400円	
		児童・生徒	2時間	2,200円	

第1和室 第2和室	午前9時～午前 11時	一般・学生	2時間	350円	2,420円		
		児童・生徒	2時間	170円			
	午前11時～午後 1時	一般・学生	2時間	350円			
		児童・生徒	2時間	170円			
	午後1時～午後 3時	一般・学生	2時間	370円			
		児童・生徒	2時間	180円			
	午後3時～午後 5時	一般・学生	2時間	370円			
		児童・生徒	2時間	180円			
	午後5時～午後 7時	一般・学生	2時間	880円			
		児童・生徒	2時間	440円			
	午後7時～午後 9時	一般・学生	2時間	880円			
		児童・生徒	2時間	440円			
	第1集会室	午前9時～午前 11時	一般・学生	2時間		730円	4,940円
			児童・生徒	2時間		360円	
午前11時～午後 1時		一般・学生	2時間	730円			
		児童・生徒	2時間	360円			
午後1時～午後 3時		一般・学生	2時間	810円			
		児童・生徒	2時間	400円			
午後3時～午後 5時		一般・学生	2時間	810円			
		児童・生徒	2時間	400円			
午後5時～午後 7時		一般・学生	2時間	1,820円			
		児童・生徒	2時間	910円			
午後7時～午後 9時		一般・学生	2時間	1,820円			
		児童・生徒	2時間	910円			
第2集会室		午前9時～午前 11時	一般・学生	2時間	1,080円	8,240円	
			児童・生徒	2時間	540円		
	午前11時～午後 1時	一般・学生	2時間	1,080円			
		児童・生徒	2時間	540円			
	午後1時～午後 3時	一般・学生	2時間	1,370円			
		児童・生徒	2時間	680円			
	午後3時～午後 5時	一般・学生	2時間	1,370円			
		児童・生徒	2時間	680円			
	午後5時～午後 7時	一般・学生	2時間	2,930円			
		児童・生徒	2時間	1,460円			
	午後7時～午後 9時	一般・学生	2時間	2,930円			
		児童・生徒	2時間	1,460円			

(2) 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外利用の増利用料金は、当該基本利用料金額の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金を徴収する場合の増利用料金は、当該基本利用料金額に3を乗じて得た額とする。

備考

- 1 競技場の利用は、床面積の2分の1の単位で行うことができる。この場合の利用料金は、基本利用料金額（市外利用にあつては、当該増利用料金を加算した額）の100分の50とする。
- 2 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれる。
- 3 利用料金の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児並びにこれらを中心として構成される法人その他の団体をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外のものをいう。

4 さいたま市浦和西体育館利用料金

(1) 専用利用料金

施設名		種別	利用時間	利用料金	全日利用料金
競技場	アマチュアの体育、スポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般・学生	2時間	1,700円	9,210円
		児童・生徒	2時間	840円	4,590円
	その他の場合		2時間	3,560円	19,230円
トレーニング室		一般・学生	2時間	580円	3,160円
		児童・生徒	2時間	290円	1,580円
卓球室		一般・学生	2時間	580円	3,160円
		児童・生徒	2時間	290円	1,580円
ミーティング室		一般・学生	2時間	260円	1,410円
		児童・生徒	2時間	120円	700円

(2) 個人利用料金

施設名	種別	利用時間	利用料金
トレーニング室	一般・学生	2時間	90円
	児童・生徒	2時間	40円
卓球室	一般・学生	2時間	90円
	児童・生徒	2時間	40円

(3) 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外利用の増利用料金は、当該規定利用料金額（(1) 専用利用料金又は(2) 個人利用料金の利用料金額をいう。以下同じ。）の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合の増利用料金は、1人1回について徴収する最高の入場料金に50を乗じて得た額とする。

備考

- 1 競技場の専用利用は、床面積の2分の1の単位で行うことができる。この場合の利用料金は、規定利用料金額（市外利用にあつては、当該増利用料金を加算した額）の100分の50とする。
- 2 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれる。

- 3 利用料金の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児並びにこれらを中心として構成される法人その他の団体をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外のものをいう。

5 さいたま市記念総合体育館利用料金

(1) 専用利用料金

施設名		種別	利用時間	利用料金		全日利用料金	
メインアリーナ	アマチュアの体育、スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	一般・学生	2時間	全面	13,720円	68,610円	
				1面	4,560円		
		児童・生徒	2時間	全面	6,860円	34,300円	
				1面	2,280円		
	その他の場合		平日	2時間	41,170円		205,850円
			土・日曜日 休日	2時間	68,610円		343,090円
サブアリーナ	アマチュアの体育、スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	一般・学生	2時間	全面	6,180円	30,900円	
				1面	3,090円		
		児童・生徒	2時間	全面	3,090円	15,450円	
				1面	1,540円		
	その他の場合		平日	2時間	18,540円		92,710円
			土・日曜日 休日	2時間	30,900円		154,520円
多目的室	A・B・C・D	一般・学生	2時間	5,130円		25,660円	
		児童・生徒	2時間	2,560円		12,830円	
	A	一般・学生	2時間	1,250円		6,280円	
		児童・生徒	2時間	620円		3,140円	
	B	一般・学生	2時間	1,040円		5,230円	
		児童・生徒	2時間	520円		2,610円	
	C	一般・学生	2時間	1,250円		6,280円	
		児童・生徒	2時間	620円		3,140円	
	D	一般・学生	2時間	1,040円		5,230円	
		児童・生徒	2時間	520円		2,610円	
弓道場		一般・学生	2時間	2,720円		13,610円	
		児童・生徒	2時間	1,360円		6,800円	
会議室A		一般・学生	2時間	520円		2,610円	
会議室B		一般・学生	2時間	520円		2,610円	
研修室		A	一般・学生	2時間	620円		3,140円
		B	一般・学生	2時間	410円		2,090円
		C	一般・学生	2時間	410円		2,090円

(2) 個人利用料金

施設名	区分	利用時間	利用料金
トレーニング室・フィットネススタジオ	一般・学生	2時間	520円
	児童・生徒	2時間	260円
弓道場	一般・学生	2時間	310円
	児童・生徒	2時間	150円
卓球室	一般・学生	2時間	310円
	児童・生徒	2時間	150円
温水プール	一般・学生	2時間	410円
	児童・生徒	2時間	200円
ランニングコース	一般・学生	2時間	100円
	児童・生徒	2時間	50円

(3) 個人定期利用料金

施設名	月数	利用時間	一般・学生	児童・生徒
トレーニング・フィットネス・プール・ランニングコース	1カ月	2時間	4,190円	2,090円
	3カ月	2時間	11,310円	5,650円
	6カ月	2時間	22,620円	11,310円

(4) 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外利用の増利用料金は、当該規定利用料金額（(1) 専用利用料金、(2) 個人利用料金又は(3) 個人定期利用料金の利用料金額をいう。）の100分の50とする。
入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合の増利用料金は、1人1回について徴収する最高の入場料金の100を乗じて得た額とする。

備考

- 「1面」とは、メインアリーナにおいては床面積の3分の1、サブアリーナにおいては床面積の2分の1に相当する面積を有する指定された1区画の面をいう。
- 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれる。
- 利用料金の計算をする場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児並びにこれらを中心として構成される法人その他の団体をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外のものをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。

(さいたま市大宮武道館条例の一部改正)

第36条　さいたま市大宮武道館条例（平成13年さいたま市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第16条関係）

1 基本利用料金

施設名			区分		利用単位	利用料金
主道場	アマチュアの武道、スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	バレーボールコート	専用	一般・学生	2時間	1,220円
				児童・生徒	2時間	600円
		バドミントンコート	専用	一般・学生	2時間	270円
				児童・生徒	2時間	130円
		半面	専用	一般・学生	2時間	1,220円
				児童・生徒	2時間	600円
	全面	専用	一般・学生	2時間	2,450円	
			児童・生徒	2時間	1,220円	
その他の場合	平日	全面	専用	2時間	4,910円	
	土曜日・日曜日・休日	全面	専用	2時間	9,830円	
錬成道場	柔道場	半面	専用	一般・学生	2時間	600円
				共用	2時間	290円
			専用	児童・生徒	2時間	290円
				共用	2時間	130円
		全面	専用	一般・学生	2時間	1,220円
				共用	2時間	600円
			専用	児童・生徒	2時間	600円
				共用	2時間	290円
	剣道場	半面	専用	一般・学生	2時間	600円
				共用	2時間	290円
			専用	児童・生徒	2時間	290円
				共用	2時間	130円
		全面	専用	一般・学生	2時間	1,220円
				共用	2時間	600円
			専用	児童・生徒	2時間	600円
				共用	2時間	290円
弓道場	専用	一般・学生	2時間	1,220円		
	共用		2時間	290円		
会議室					2時間	470円

2 増利用料金

市外利用の場合の増利用料金	市外居住者の利用又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の増利用料金は、当該基本利用料金に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）
---------------	--

入場料金を徴収する場合の増利用料金	利用者が入場料金（武道館の入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合の増利用料金は、1人1回について徴収する最高の入場料金に100を乗じて得た額
-------------------	---

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 2 「児童・生徒」とは、高等学校の生徒、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに義務教育就学前の幼児が利用する場合又は児童・生徒を主たる対象として利用する場合をいい、「一般・学生」とは、児童・生徒以外の者が利用する場合をいう。
- 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。

(さいたま市男女共同参画推進センター条例の一部改正)

第37条 さいたま市男女共同参画推進センター条例（平成15年さいたま市条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）					
施設	時間区分	午前	午後	夜間	施設	時間区分	午前	午後	夜間
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時			午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
会議室1		<u>470円</u>	<u>620円</u>	<u>470円</u>	会議室1		<u>460円</u>	<u>610円</u>	<u>460円</u>
会議室2		<u>470円</u>	<u>620円</u>	<u>470円</u>	会議室2		<u>460円</u>	<u>610円</u>	<u>460円</u>
会議室3		<u>1,550円</u>	<u>2,060円</u>	<u>1,550円</u>	会議室3		<u>1,520円</u>	<u>2,020円</u>	<u>1,520円</u>
プレイルーム		<u>740円</u>	<u>990円</u>	<u>740円</u>	プレイルーム		<u>730円</u>	<u>970円</u>	<u>730円</u>
備考 [略]				備考 [略]					

(さいたま市市民活動サポートセンター条例の一部改正)

第38条 さいたま市市民活動サポートセンター条例（平成19年さいたま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前							
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）							
区	分	単	位	使用	料	区	分	単	位	使用	料
団体ロッカー	(大)	[略]		<u>620円</u>		団体ロッカー	(大)	[略]		<u>610円</u>	

団体ロッカー (小)	310 円
[略]	
備考 [略]	

団体ロッカー (小)	300 円
[略]	
備考 [略]	

(さいたま市産業振興会館条例の一部改正)

第 39 条 さいたま市産業振興会館条例 (平成 13 年さいたま市条例第 226 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表 (第 12 条関係)							別表 (第 12 条関係)						
施設等使用料							施設等使用料						
区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前 9 時～午後 9 時	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 1 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 9 時		午前 9 時～午後 9 時	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 5 時	午後 1 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 9 時
多目的ホール	<u>1,420</u> 円	<u>1,770</u> 円	<u>1,770</u> 円	<u>3,190</u> 円	<u>3,540</u> 円	<u>4,960</u> 円	多目的ホール	<u>1,390</u> 円	<u>1,730</u> 円	<u>1,730</u> 円	<u>3,120</u> 円	<u>3,460</u> 円	<u>4,850</u> 円
大会議室	<u>700</u> 円	<u>810</u> 円	<u>810</u> 円	<u>1,510</u> 円	<u>1,620</u> 円	<u>2,320</u> 円	大会議室	<u>680</u> 円	<u>800</u> 円	<u>800</u> 円	<u>1,480</u> 円	<u>1,600</u> 円	<u>2,280</u> 円
小会議室	<u>340</u> 円	<u>460</u> 円	<u>460</u> 円	<u>800</u> 円	<u>920</u> 円	<u>1,260</u> 円	小会議室	<u>330</u> 円	<u>450</u> 円	<u>450</u> 円	<u>780</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,230</u> 円
実習室	<u>340</u> 円	<u>460</u> 円	<u>460</u> 円	<u>800</u> 円	<u>920</u> 円	<u>1,260</u> 円	実習室	<u>330</u> 円	<u>450</u> 円	<u>450</u> 円	<u>780</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,230</u> 円
相談室	<u>340</u> 円	<u>460</u> 円	<u>460</u> 円	<u>800</u> 円	<u>920</u> 円	<u>1,260</u> 円	相談室	<u>330</u> 円	<u>450</u> 円	<u>450</u> 円	<u>780</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,230</u> 円
教養室	<u>230</u> 円	<u>340</u> 円	<u>340</u> 円	<u>570</u> 円	<u>680</u> 円	<u>910</u> 円	教養室	<u>220</u> 円	<u>330</u> 円	<u>330</u> 円	<u>550</u> 円	<u>660</u> 円	<u>880</u> 円
備考 [略]							備考 [略]						

(さいたま市産業文化センター条例の一部改正)

第40条 さいたま市産業文化センター条例（平成13年さいたま市条例第227号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表（第11条、第17条関係）					別表（第11条、第17条関係）						
センターの利用料金					センターの利用料金						
区 分		利 用 料 金				区 分		利 用 料 金			
		午 前	午 後	夜 間	全 日			午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から午後9時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
ホ ー ル	平日	<u>7,700円</u>	<u>13,200円</u>	<u>13,400円</u>	<u>31,110円</u>	ホ ー ル	平日	<u>7,560円</u>	<u>12,960円</u>	<u>13,160円</u>	<u>30,540円</u>
	土曜日、日曜日、休日	<u>9,900円</u>	<u>15,400円</u>	<u>16,230円</u>	<u>37,400円</u>		土曜日、日曜日、休日	<u>9,720円</u>	<u>15,120円</u>	<u>15,940円</u>	<u>36,720円</u>
	会議室301	<u>1,420円</u>	<u>1,860円</u>	<u>2,010円</u>	<u>5,300円</u>		会議室301	<u>1,390円</u>	<u>1,830円</u>	<u>1,970円</u>	<u>5,190円</u>
	会議室302	<u>1,420円</u>	<u>1,860円</u>	<u>2,010円</u>	<u>5,300円</u>		会議室302	<u>1,390円</u>	<u>1,830円</u>	<u>1,970円</u>	<u>5,190円</u>
	会議室303	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,150円</u>	<u>3,130円</u>		会議室303	<u>860円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,130円</u>	<u>3,070円</u>
	和室	<u>1,100円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,540円</u>	<u>4,180円</u>		和室	<u>1,080円</u>	<u>1,510円</u>	<u>1,510円</u>	<u>4,100円</u>
	[略]						[略]				
	備考	[略]					備考	[略]			

（さいたま市農業者トレーニングセンター条例の一部改正）

第41条 さいたま市農業者トレーニングセンター条例（平成13年さいたま市条例第230号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第13条関係）				別表第1（第13条関係）			
センターの使用料				センターの使用料			
利用 区分 種別	午前 午前9時～ 午後零時	午後 午後1時～ 午後5時	夜間 午後6時～ 午後10時	利用 区分 種別	午前 午前9時～ 午後零時	午後 午後1時～ 午後5時	夜間 午後6時～ 午後10時
研修ホール	540円	540円	760円	研修ホール	530円	530円	750円
大会議室	540円	540円	760円	大会議室	530円	530円	750円
生活改善 研修室	320円	320円	540円	生活改善 研修室	310円	310円	530円
和室研修 室	540円	540円	760円	和室研修 室	530円	530円	750円
研修会議 室	320円	320円	540円	研修会議 室	310円	310円	530円
別表第2（第20条関係）				別表第2（第20条関係）			
併設施設の使用料				併設施設の使用料			
種別	使用料	摘要		種別	使用料	摘要	
[略]				[略]			
花き母樹温室	1区画 1期につき <u>1,100円</u>	[略]		花き母樹温室	1区画 1期につき <u>1,080円</u>	[略]	
花き集荷施設	販売額の5パーセントに相当する額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	[略]		花き集荷施設	販売額の5パーセントに相当する額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	[略]	

（さいたま市市民の森条例の一部改正）

第42条 さいたま市市民の森条例（平成13年さいたま市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

区分		午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
見沼グリーンセンター	多目的ホール	2,000円	2,370円	2,370円	4,370円	4,740円	6,740円
	大会議室	860円	990円	990円	1,850円	1,980円	2,840円
	中会議室	740円	860円	860円	1,600円	1,720円	2,460円
	小会議室	360円	480円	480円	840円	960円	1,320円
	料理実習室	240円	360円	360円	600円	720円	960円
	研修室	360円	480円	480円	840円	960円	1,320円
市民農園	第1農園	第1種（105平方メートル）	年67,250円				
		第2種（56平方メートル）	年35,820円				
		第3種（49平方メートル）	年31,320円				
	第2農園（25平方メートル）	年13,090円					

備考

- 1 市外居住者が見沼グリーンセンターを利用する場合の使用料には、上記の表の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を加算する。
- 2 見沼グリーンセンターを利用する場合の準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。
- 3 見沼グリーンセンターの利用時間を延長して利用する場合の使用料は、延長時間1時間につき1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 4 市民農園の利用期間が1年に満たないときの使用料は、月割計算によるもの

とする。

- 5 市民農園の利用期間が1月に満たないとき又は利用期間に1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算するものとする。

(さいたま市農村広場条例の一部改正)

第43条 さいたま市農村広場条例（平成13年さいたま市条例第232号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第13条、第19条関係）							別表（第13条、第19条関係）						
利用区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	利用区分	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
研修施設							研修施設						
多目的ホール	<u>1,240</u> 円	<u>1,490</u> 円	<u>1,610</u> 円	<u>2,730</u> 円	<u>3,100</u> 円	<u>4,340</u> 円	多目的ホール	<u>1,220</u> 円	<u>1,470</u> 円	<u>1,580</u> 円	<u>2,690</u> 円	<u>3,050</u> 円	<u>4,270</u> 円
会議室	<u>360</u> 円	[略]	<u>480</u> 円	<u>780</u> 円	<u>900</u> 円	<u>1,260</u> 円	会議室	<u>350</u> 円	[略]	<u>470</u> 円	<u>770</u> 円	<u>890</u> 円	<u>1,240</u> 円
和室	[略]	<u>240</u> 円	<u>300</u> 円	<u>410</u> 円	<u>540</u> 円	<u>710</u> 円	和室	[略]	<u>230</u> 円	<u>290</u> 円	<u>400</u> 円	<u>520</u> 円	<u>690</u> 円
生活改善室	<u>240</u> 円	<u>360</u> 円	[略]	<u>600</u> 円	<u>780</u> 円	<u>1,020</u> 円	生活改善室	<u>230</u> 円	<u>350</u> 円	[略]	<u>580</u> 円	<u>770</u> 円	<u>1,000</u> 円
備考	[略]						備考	[略]					

(さいたま市大宮花の丘農林公苑条例の一部改正)

第44条 さいたま市大宮花の丘農林公苑条例（平成13年さいたま市条例第233号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表（第13条、第19条関係）							別表（第13条、第19条関係）						
利用区分 室名	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日	利用区分 室名	午前	午後	夜間	午前～午後	午後～夜間	全日
	午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時	午前9時～午後9時
みそ加工室	<u>520円</u>	<u>660円</u>	<u>520円</u>	<u>1,180円</u>	<u>1,180円</u>	<u>1,700円</u>	みそ加工室	<u>510円</u>	<u>640円</u>	<u>510円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,150円</u>	<u>1,660円</u>
調理室	<u>340円</u>	<u>440円</u>	<u>340円</u>	<u>780円</u>	<u>780円</u>	<u>1,120円</u>	調理室	<u>330円</u>	<u>430円</u>	<u>330円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>	<u>1,090円</u>
実習室	<u>640円</u>	<u>860円</u>	<u>640円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,140円</u>	実習室	<u>630円</u>	<u>850円</u>	<u>630円</u>	<u>1,480円</u>	<u>1,480円</u>	<u>2,110円</u>
研修室	<u>640円</u>	<u>860円</u>	<u>640円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,140円</u>	研修室	<u>630円</u>	<u>850円</u>	<u>630円</u>	<u>1,480円</u>	<u>1,480円</u>	<u>2,110円</u>
備考	[略]						備考	[略]					

（さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部改正）

第45条 さいたま市食肉中央卸売市場業務規程（平成13年さいたま市条例第237号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(卸売物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその<u>100分の10</u>に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその売買参加者に請求することができる。</p>	<p>(卸売物品の相手方の明示及び引取り)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその<u>100分の8</u>に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその売買参加者に請求することができる。</p>
<p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその<u>100分の10</u>に相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第52条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその<u>100分の8</u>に相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p>
<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の10</u>に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第60条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の<u>100分の10</u>に相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>100分の8</u>に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第60条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の<u>100分の8</u>に相当する金額）、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第59条 売買参加者は、卸売業者から買い受けた</p>	<p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第59条 売買参加者は、卸売業者から買い受けた</p>

物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその100分の10に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2・3 [略]

別表第4（第70条関係）

市場使用料

[略]		
卸売業者卸売場使用料	昭和36年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 <u>31円</u>
	昭和63年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 <u>4,378円</u>
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>212円</u>	
関連事業者営業所使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>212円</u>	
冷蔵庫施設使用料	昭和36年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 <u>3,203円</u>
	昭和63年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 <u>3,950円</u>
[略]		

備考 [略]

物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその100分の8に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2・3 [略]

別表第4（第70条関係）

市場使用料

[略]		
卸売業者卸売場使用料	昭和36年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 <u>30円</u>
	昭和63年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 <u>4,298円</u>
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>208円</u>	
関連事業者営業所使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>208円</u>	
冷蔵庫施設使用料	昭和36年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 <u>3,145円</u>
	昭和63年度に建設された施設	1平方メートルにつき 月額 <u>3,878円</u>
[略]		

備考 [略]

（さいたま市と畜場条例の一部改正）

第46条 さいたま市と畜場条例（平成13年さいたま市条例第238号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料)	(使用料)

第6条 と畜場の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、次に掲げる範囲内において、市長がこれを定める。

(1) と畜場使用料

ア 牛（生後1年以上のものをいう。） 1頭につき 4,206円

イ 馬（生後1年以上のものをいう。） 1頭につき 2,776円

ウ 子牛（生後1年未満のものをいう。） 1頭につき 2,283円

エ 子馬（生後1年未満のものをいう。） 1頭につき 853円

オ 豚

(イ) 枝肉が100キログラム未満のもの 1頭につき 853円

(ロ) 枝肉が100キログラム以上のもの 1頭につき 1,227円

カ めん羊・山羊 1頭につき 479円

(2) 施設使用料

建物 1平方メートルにつき 月額212円

2・3 [略]

第6条 と畜場の使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、次に掲げる範囲内において、市長がこれを定める。

(1) と畜場使用料

ア 牛（生後1年以上のものをいう。） 1頭につき 4,129円

イ 馬（生後1年以上のものをいう。） 1頭につき 2,725円

ウ 子牛（生後1年未満のものをいう。） 1頭につき 2,242円

エ 子馬（生後1年未満のものをいう。） 1頭につき 838円

オ 豚

(イ) 枝肉が100キログラム未満のもの 1頭につき 838円

(ロ) 枝肉が100キログラム以上のもの 1頭につき 1,205円

カ めん羊・山羊 1頭につき 471円

(2) 施設使用料

建物 1平方メートルにつき 月額208円

2・3 [略]

（さいたま市都市公園条例の一部改正）

第47条 さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第19条、第30条関係）			別表第3（第19条、第30条関係）		
行為の種類	単 位	利用料金	行為の種類	単 位	利用料金
[略]			[略]		
臨時に会費を徴して行う写真コンテスト等の撮影会	[略]	<u>1,100円</u>	臨時に会費を徴して行う写真コンテスト等の撮影会	[略]	<u>1,080円</u>
業として行う映画又はテレ		<u>3,300円</u>	業として行う映画又はテレ		<u>3,240円</u>

ビジョンの撮 影		
[略]		
一時的な広告 の表示	表示面積1平方メ ートルにつき1日 (大型映像装置に より表示する場合 を除く。)	<u>3,300円</u>
	大型映像装置によ る表示1日につき	<u>132,000円</u>
備考 [略]		

ビジョンの撮 影		
[略]		
一時的な広告 の表示	表示面積1平方メ ートルにつき1日 (大型映像装置に より表示する場合 を除く。)	<u>3,240円</u>
	大型映像装置によ る表示1日につき	<u>129,600円</u>
備考 [略]		

別表第4を次のように改める。

別表第4（第19条、第30条関係）

公園名	公園施設名	区分	利用料金				摘要	
			午前	午後	全日	時間外利		
			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	用（1時間につき）		
浦和総合運動場	野球場	一般	3,300円	4,400円	6,920円	1,100円		
		児童・生徒	1,640円	2,200円	3,450円	540円		
	一般競技場	一般	980円	1,420円	2,080円	370円		
		児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円		
	テニスコート	一般	1面1時間につき		220円	220円		
		児童・生徒	1面1時間につき		100円	100円		
	トレーニング場	一般	団体	1時間につき		220円		220円
			個人	1時間につき		50円		50円
		児童・生徒	団体	1時間につき		100円		100円
			個人	1時間につき		20円		20円
	附属設備	会議室		1時間につき		130円		130円
		スコアボード		1時間につき		320円		320円
		放送・電気設備		1時間につき		220円		220円
		照明設備		1時間につき		3,300円		3,300円
駒場運動公園	競技場（駒場スタジアム）	一般	専用	4,940円	6,600円	10,340円	1,640円	
			共用	団体	1時間につき		370円	370円
				個人	1時間につき		50円	50円
		児童・生徒	専用	2,470円	3,300円	5,160円	810円	
			共用	団体	1時間につき		170円	170円
				個人	1時間につき		20円	20円
	補助競技場	一般	980円	1,420円	2,080円	370円		
		児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円		
	相撲場	一般	1面1時間につき		220円	220円		
		児童・生徒	1面1時間につき		100円	100円		
	屋外プール	一般	1回につき		440円			
		児童・生徒	1回につき		220円			
	附属設備	会議室		1時間につき		130円	130円	
		放送室		1時間につき		130円	130円	
		放送・電気設備		1時間につき		220円	220円	
		照明設備	全点灯	1,500ルクス	1時間につき		110,000円	110,000円
			2分の1点灯	800ルクス	1時間につき		5,500円	5,500円
4分の1点灯			300ルクス	1時間につき		3,300円	3,300円	
補助競技場		1時間につき		980円	980円			
大型映像装置		1時間につき		5,500円	5,500円			
コインロッカー		1回につき		50円				
沼影公園	屋外プール	通常利用	一般	1回につき		440円	1 専用利用（屋外プールについては、50mプール及び飛び込みプールに限	
		専用利用	児童・生徒	1回につき		220円		
			一般	1時間につき	2,420円	15,400円		2,420円

			児童・生徒	1時間につき	1,200円	7,700円	1,200円	る。)は、通常利用に支障のない場合に限る。 2 幼児の利用については、付添人がある場合に限る。	
	屋内プール	通常利用	一般	1回につき	440円				
			児童・生徒	1回につき	220円				
		専用利用	一般	1コース1時間につき	660円	660円			
			児童・生徒	1コース1時間につき	320円	320円			
	アイススケート場	通常利用	一般	1回につき	660円				
			児童・生徒	1回につき	320円				
		専用利用	一般	1時間につき	5,500円	35,200円	5,500円		
			児童・生徒	1時間につき	2,740円	17,600円	2,740円		
附属設備	会議室			1時間につき	130円	130円			
	放送・電気設備			1時間につき	220円	220円			
	照明設備			1時間につき	440円	440円			
	コインロッカー			1回につき	50円				
荒川総合運動公園	公園施設	競技場	一般	専用	1,980円	2,860円	4,280円	760円	
				共用	団体	1時間につき	140円		140円
			個人	1時間につき	50円		50円		
		児童・生徒	専用	共用	団体	1時間につき	70円		70円
				個人	1時間につき	20円		20円	
			一般	980円	1,420円	2,130円	370円		
	一般競技場	一般	980円	1,420円	2,080円	370円			
		児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円			
	サッカー場	一般	980円	1,420円	2,080円	370円			
		児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円			
	野球場	一般	980円	1,420円	2,080円	370円			
		児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円			
	ソフトボール場兼野球場	一般	880円	1,200円	1,860円	320円			
		児童・生徒	440円	590円	930円	150円			
テニスコート	一般	1面1時間につき		220円	220円				
	児童・生徒	1面1時間につき		100円	100円				
附属設備	会議室			1時間につき	130円	130円			
	放送・電気設備			1時間につき	220円	220円			
三浦運動公園	公園施設	一般競技場	一般	980円	1,420円	2,080円	370円		
			児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円		
大和田公園	公園施設	野球場	一般	3,300円	4,400円	6,920円	1,100円		
			児童・生徒	1,640円	2,200円	3,450円	540円		
	テニスコート	一般	1面1時間につき		220円	220円			
		児童・生徒	1面1時間につき		100円	100円			
	屋外プール	通常利用	一般	1回につき	440円				
		児童・生徒	1回につき	220円					
							1 専用利用は、監督者等の指導の下		

		専用利用	一般	1時間につき	2,420円	15,400円	2,420円	に、30人以上の者が合同で競泳プールを専用する場合で、かつ、通常利用に支障のない場合に限る。 2 幼児の利用については、付添人がある場合に限る。	
			児童・生徒	1時間につき	1,200円	7,700円	1,200円		
附属設備	会議室			1時間につき	130円		130円		
	スコアボード			1時間につき	320円		320円		
	放送・電気設備			1時間につき	220円		220円		
	照明設備	野球場	全点灯		1時間につき	8,800円			8,800円
			3分の2点灯		1時間につき	6,600円			6,600円
		テニスコート			1面1時間につき	320円			320円
		コインロッカー			1回につき	50円			
	駐車場			1台1回につき	710円				
西遊馬公園施設	野球場	一般		980円	1,420円	2,080円	370円		
		児童・生徒		490円	710円	1,030円	220円		
	サッカー場	一般		980円	1,420円	2,080円	370円		
		児童・生徒		490円	710円	1,030円	220円		
	テニスコート	一般			1面1時間につき	220円			220円
		児童・生徒			1面1時間につき	100円			100円
三橋総合公園施設	体育室	アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	全面（1時間につき）	1,100円		1,100円	児童・生徒の利用料金は、左記の金額の半額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。		
			半面（1時間につき）	530円		530円			
			4分の1面（1時間につき）	260円		260円			
			バスケットボールコート（1面1時間につき）	530円		530円			
			バレーボールコート（1面1時間につき）	530円		530円			
			バドミントンコート（1面1時間につき）	120円		120円			
			卓球（1台1時間につき）	50円		50円			
	その他の場合	全	平日（1時間につき）	2,200円		2,200円			
		面	日曜日、土曜日及び休日（1時間につき）	4,400円		4,400円			
		トレーニング・エリア			1時間につき	100円		100円	
	テニスコート	一般			1面1時間につき	220円		220円	
児童・生徒				1面1時間につき	100円		100円		
屋内プール	通常利用	一般		1回につき	440円		1 専用利用は、原則として、7月1日から8月31日までの期間を除き、		
		児童・生徒		1回につき	220円				
	専用利用	一般			1コース1時間につき	660円			660円
		児童・生徒			1コース1時間につき	320円			320円

								10人以上の者で 1コースに限り専用する場合で、かつ、通常利用に支障のない場合に限る。 2 幼児の利用については、付添人がある場合に限る。
	附属設備	照明設備	1面1時間につき	320円			320円	
	附属設備	コインロッカー	1回につき	50円				
	附属設備	OHP	1台	540円				
	附属設備	スライド映写機（スクリーンを含む。）	1台	1,100円				
	附属設備	レクチャーアンプ	1式	1,100円				
堀崎公園	公園施設	一般競技場	全面	一般	1,980円	2,860円	4,280円	760円
			一般	児童・生徒	980円	1,420円	2,130円	370円
		テニスコート	片面	一般	980円	1,420円	2,080円	370円
				児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円
	附属設備	会議室	一般	1面1時間につき	220円			220円
			児童・生徒	1面1時間につき	100円			100円
天沼緑地	公園施設	テニスコート	一般	1面1時間につき	220円		220円	
			児童・生徒	1面1時間につき	100円		100円	
	附属設備	照明設備	1面1時間につき	320円			320円	
宝来運動公園	公園施設	野球場	一般	980円	1,420円	2,080円	370円	
			児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円	
	附属設備	照明設備	一般競技場	1時間につき	1,690円			1,690円
			テニスコート	1面1時間につき	320円			320円
土呂公園	公園施設	野球場	一般	980円	1,420円	2,080円	370円	
			児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円	
与野中央公園	公園施設	テニスコート	一般	1面1時間につき	220円		220円	
			児童・生徒	1面1時間につき	100円		100円	
八公	公園施設	野球場	一般	980円	1,420円	2,080円	370円	

王子公園	園施設		児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円			
		テニスコート	一般	1面1時間につき 220円			220円			
			児童・生徒	1面1時間につき 100円			100円			
秋葉の森総合公園	公園施設	サッカー場	一般	4,940円	6,600円	10,340円	1,640円			
			児童・生徒	2,470円	3,300円	5,160円	810円			
	園施設	野外施設	1基1日につき 730円							
	附属設備	会議室	1室1時間につき 130円					130円		
		放送・電気設備	1時間につき 220円					220円		
		移動型スコアボード	1台 220円							
		ビデオモニター	1台 540円							
	コインロッカー	1回につき 50円								
岩槻城址公園	公園施設	野球場	一般	980円	1,420円	2,080円	370円			
			児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円			
	園施設	テニスコート	一般	1面1時間につき 220円			220円			
			児童・生徒	1面1時間につき 100円			100円			
	附属設備	スコアボード	1時間につき 320円					320円		
		照明設備	野球場	1時間につき 3,300円				3,300円		
	テニスコート		1面1時間につき 320円				320円			
岩槻諏訪公園	公園施設	一般	全面	1,980円	2,860円	4,280円	760円			
			児童・生徒	980円	1,420円	2,130円	370円			
		競技場	半面	一般	980円	1,420円	2,080円	370円		
				児童・生徒	490円	710円	1,030円	220円		
岩槻文化公園	公園施設	テニスコート	一般	1面1時間につき 220円			220円			
			児童・生徒	1面1時間につき 100円			100円			
	園施設	陸上競技場	一般	専用	全面	3,140円	4,190円	7,330円	1,040円	
					半面	1,570円	2,090円	3,660円	520円	
				共用	団体	1,570円	2,090円	3,660円	520円	
					個人	310円	410円	730円	100円	
			児童・生徒	専用	全面	1,570円	2,090円	3,660円	520円	
					半面	780円	1,040円	1,830円	260円	
				共用	団体	780円	1,040円	1,830円	260円	
					個人	150円	200円	360円	50円	
					体育館	メインアリーナ	アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	全面（1時間につき）	2,510円	
	半面（1時間につき）	1,250円		1,250円						
	4分の1面（1時間につき）	620円		620円						
バレーボールコート（1面1時間につき）	830円		830円							
バスケットボールコート（1面	1,250円		1,250円							

				1時間につき) 1,250円			
				バドミントンコート(1面1時間につき) 310円	310円		
		その他の場合	全	平日(1時間につき) 5,020円	5,020円		
			面	日曜日、土曜日及び休日(1時間につき) 7,540円	7,540円		
	その他の施設	多目的室		1時間につき 830円	830円	児童・生徒の利用料金は、左記の金額の半額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。	
		トレーニング室		1時間につき 200円	200円		
		卓球場		1台1時間につき 120円	120円		
		柔道場		1面1時間につき 830円	830円		
		剣道場		1面1時間につき 830円	830円		
		弓道場	全	面1時間につき 830円	830円		
				1面1時間につき 200円	200円		
		研修室		1時間につき 200円	200円		
		和室		1時間につき 200円	200円		
		茶室		1時間につき 200円	200円		
附属設備	照明設備	テニスコート		1面1時間につき 320円	320円		
		バレーボールコート		1面1時間につき 410円	410円		
		バスケットボールコート		1面1時間につき 830円	830円		
		バドミントンコート		1面1時間につき 200円	200円		
		メインアリーナ	全	面1時間につき 1,670円	1,670円		
		半	面1時間につき 830円	830円			
		4分の1	面1時間につき 410円	410円			
	放送設備(陸上競技場及びテニスコート(体育館を除く。))			1時間につき 220円	220円		
	放送設備(体育館)			1式 620円			
	電光得点表示板			1式 1,040円			
いす			1脚 10円			研修室等にあらかじめ設置してあるものを除く。	
机			1台 20円				
	移動ステージ			1式 200円			
	映写機			1式 200円			
川通公園	公園施設	野球場	一般	3,300円	4,400円	6,920円	1,100円
			児童・生徒	1,640円	2,200円	3,450円	540円
さい公園	附属設備	放送設備		1時間につき 220円	220円		
		照明設備	全点灯		1時間につき 8,800円	8,800円	
			2分の1点灯		1時間につき 4,400円	4,400円	
		スコアボード		1時間につき 320円	320円		
	会議室		1時間につき 130円	130円			
さい公園	集会室	A		1時間につき 130円	130円		
		B					

たま新都心公園	施設					
---------	----	--	--	--	--	--

備考

- 1 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒並びにこれらの者を中心に構成される法人その他の団体をいい、「一般」とは、児童・生徒並びに義務教育就学前の幼児以外のものをいう。
- 2 「団体」とは、10人以上の者が合同して同一の公園施設を利用する者の集団をいう。
- 3 「個人」とは、団体以外の者が公園施設を利用する場合をいう。
- 4 「専用」とは、試合、大会等のため、団体が同一の公園施設を利用する場合をいう。
- 5 「共用」とは、利用者の同意のもと、複数の個人又は団体が同一の公園施設を利用する場合をいう。
- 6 市外に住所を有する者が利用する場合の利用料金は、上記の表の金額にそれぞれ当該金額の100分の100に相当する額を加えた額とする。ただし、三浦運動公園の利用料金については、この限りでない。
- 7 利用者が入場料等を徴収する場合の公園施設の利用料金は、総収入額の100分の5.5に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、総収入額の100分の5.5に相当する額が、18,000円に満たないときは、18,000円とする。
- 8 時間外利用に係る利用料金は、それぞれの施設の利用の許可に係る利用時間を超過した場合又は午前9時から午後5時までの時間以外に利用する場合に徴収する。この場合において、当該利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 9 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。
- 10 大和田公園の駐車場の供用日は、同施設の屋外プールの供用日と同様とする。
- 11 駐車場に駐車できる自動車の車種は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、かつ、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に定める「自動車の範囲」のうち、第3項、第4項又は第5項に規定する自動車とする。

(さいたま市高齢者いきいの公園条例の一部改正)

第48条 さいたま市高齢者いきいの公園条例（平成13年さいたま市条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(利用料金) 第6条 [略]		(利用料金) 第6条 [略]	
2 利用料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。		2 利用料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。	
談話室	高齢者（満60歳以上の者をいう。）以外の者が団体で専用して利用する場合に限り、半日（午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。）につき <u>540円</u>	談話室	高齢者（満60歳以上の者をいう。）以外の者が団体で専用して利用する場合に限り、半日（午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。）につき <u>530円</u>
テニスコート	1面1時間につき <u>220円</u>	テニスコート	1面1時間につき <u>210円</u>
3 [略]		3 [略]	

(さいたま市地域プール条例の一部改正)

第49条 さいたま市地域プール条例（平成13年さいたま市条例第246号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第2（第7条、第11条関係）	別表第2（第7条、第11条関係）

1 三橋プール

区 分	単 位	利 用 料 金	
		一 般	児 童 ・ 生 徒
プール	[略]	230 円	[略]
[略]			

2 下落合プール

区 分	単 位	利 用 料 金	
		一 般	児 童 ・ 生 徒
1月4日から6月30日まで及び9月16日から12月28日まで(屋内プール)	[略]	440 円	220 円
7月1日から9月15日まで(全プール)	[略]	320 円	[略]
[略]			

3 岩槻温水プール

区 分	単 位	利 用 料 金	
		一 般	児 童 ・ 生 徒
プール	通常利用	440 円	220 円
	専用利用	660 円	320 円
[略]			

備考 [略]

1 三橋プール

区 分	単 位	利 用 料 金	
		一 般	児 童 ・ 生 徒
プール	[略]	220 円	[略]
[略]			

2 下落合プール

区 分	単 位	利 用 料 金	
		一 般	児 童 ・ 生 徒
1月4日から6月30日まで及び9月16日から12月28日まで(屋内プール)	[略]	430 円	210 円
7月1日から9月15日まで(全プール)	[略]	310 円	[略]
[略]			

3 岩槻温水プール

区 分	単 位	利 用 料 金	
		一 般	児 童 ・ 生 徒
プール	通常利用	430 円	210 円
	専用利用	640 円	310 円
[略]			

備考 [略]

(さいたま市大宮公園サッカー場条例の一部改正)

第50条 さいたま市大宮公園サッカー場条例(平成14年さいたま市条例第113号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1(第9条、第16条関係)		別表第1(第9条、第16条関係)	
施設等の区分	利用料金	施設等の区分	利用料金

公園施設	サッカー場	午前	午後	全日	時間外 利用
		午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	
		4,940円	6,600円	10,340円	
					1時間につき 1,640円
附属設備	[略]				
	放送・電気設備	1時間につき 220円			
	照明設備	[略]	1時間につき 110,000円		
	部分点灯	50ルクス	1時間につき 4,060円		
	部分点灯	20ルクス	1時間につき 2,590円		
大型映像装置	1時間につき 5,500円				

備考

- 1 入場料等を徴収する場合の公園施設の利用料金は、上記の表の金額にかかわらず、総収入額の $\frac{100}{5}$ に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、総収入額の $\frac{100}{5}$ に相当する額が18,000円に満たないときは、18,000円とする。

2～4 [略]

別表第2（第9条、第16条関係）

行為の種類	単位	利用料金
[略]		
業として行う写真撮影	[略]	
	撮影機1台につき1日	760円
業として行う映画又はテレビジョン撮影	[略]	3,300円
	一時的な広告の表示（次項に規定する場合を除く。）	3,300円
一時的な広告の表		132,000円

公園施設	サッカー場	午前	午後	全日	時間外 利用
		午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	
		4,850円	6,480円	10,150円	
					1時間につき 1,610円
附属設備	[略]				
	放送・電気設備	1時間につき 210円			
	照明設備	[略]	1時間につき 108,000円		
	部分点灯	50ルクス	1時間につき 3,990円		
	部分点灯	20ルクス	1時間につき 2,550円		
大型映像装置	1時間につき 5,400円				

備考

- 1 入場料等を徴収する場合の公園施設の利用料金は、上記の表の金額にかかわらず、総収入額の $\frac{100}{5}$ に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、総収入額の $\frac{100}{5}$ に相当する額が18,000円に満たないときは、18,000円とする。

2～4 [略]

別表第2（第9条、第16条関係）

行為の種類	単位	利用料金
[略]		
業として行う写真撮影	[略]	
	撮影機1台につき1日	750円
業として行う映画又はテレビジョン撮影	[略]	3,240円
	一時的な広告の表示（次項に規定する場合を除く。）	3,240円
一時的な広告の表		129,600円

示（大型映像装置により表示する場合に限る。）			示（大型映像装置により表示する場合に限る。）		
備考 [略]			備考 [略]		

（さいたま市道路占用料徴収条例の一部改正）

第51条 さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
[略]	[略]
備考	備考
1～5 [略]	1～5 [略]
6 占用料の計算方法は、次に掲げるところによる。	6 占用料の計算方法は、次に掲げるところによる。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 占用の期間が1月未満の占用料は、上記の表により算出して得た額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	(5) 占用の期間が1月未満の占用料は、上記の表により算出して得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。
(6) [略]	(6) [略]

（さいたま市下水道条例の一部改正）

第52条 さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料の額は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額に<u>100分の110</u>を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>2・3 [略]</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料の額は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額に<u>100分の108</u>を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>2・3 [略]</p>

(さいたま市給水条例の一部改正)

第53条 さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 給水装置の新設工事及び水道メーター（以下「メーター」という。）の口径が増径となる改造工事の申込者は、次の表に掲げる区分の金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の分担金を納付しなければならない。この場合において、メーターの口径が増径となる改造工事の申込者が納付する分担金は、新口径と旧口径に係る分担金の差額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>3 前項の規定にかかわらず、共同住宅用に係る分担金は、10万円に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に室数を乗じた額とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第15条 管理者が施行する給水装置工事の工事費</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 給水装置の新設工事及び水道メーター（以下「メーター」という。）の口径が増径となる改造工事の申込者は、次の表に掲げる区分の金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額の分担金を納付しなければならない。この場合において、メーターの口径が増径となる改造工事の申込者が納付する分担金は、新口径と旧口径に係る分担金の差額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>3 前項の規定にかかわらず、共同住宅用に係る分担金は、10万円に<u>100分の108</u>を乗じて得た額に室数を乗じた額とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(工事費の算出方法)</p> <p>第15条 管理者が施行する給水装置工事の工事費</p>

は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

(料金)

第30条 料金は、1月につき次の表に掲げる区別による基本料金と水量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

[略]

2・3 [略]

附 則

1～6 [略]

7 編入前の岩槻市条例の規定により設置されたメーターで一般用の口径が30ミリメートルのものに係る料金については、第30条の規定にかかわらず、当分の間、1月につき4,800円の基本料金と次の表に定めるところにより算定した水量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

[略]

8・9 [略]

は、次に掲げる費用の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

(料金)

第30条 料金は、1月につき次の表に掲げる区別による基本料金と水量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

[略]

2・3 [略]

附 則

1～6 [略]

7 編入前の岩槻市条例の規定により設置されたメーターで一般用の口径が30ミリメートルのものに係る料金については、第30条の規定にかかわらず、当分の間、1月につき4,800円の基本料金と次の表に定めるところにより算定した水量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

[略]

8・9 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第33条の規定は、平成32年2月22日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例（第1条、第10条から第12条まで、第15条、第16条、第17条（同条中第6条の改正に限る。）、第18条、第30条及び第51条から第53条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金等（以下「使用料等」という。）で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するも

の及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

(行政財産の使用料に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後のさいたま市行政財産の使用料に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(自転車等駐車場の使用料に関する経過措置)

- 4 第18条の規定による改正後のさいたま市営自転車等駐車場条例別表第3の規定は、この条例の施行後最初のさいたま市営自転車等駐車場の利用時間の開始時(利用時間を終日とするさいたま市営自転車等駐車場にあっては、施行日の午前4時。以下「施行日利用時間開始時」という。)以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日利用時間開始時前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大宮ソニック市民ホールの利用料金に関する経過措置)

- 5 第30条の規定による改正後のさいたま市大宮ソニック市民ホール条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る利用料金について適用し、施行日前の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

(道路占用料に関する経過措置)

- 6 第51条の規定による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(さいたま市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日前から継続している下水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるもの(以下この項において「特定使用」という。))にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日

から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「特定使用に係る部分」という。）の当該確定した使用料（特定使用にあつては、当該確定した使用料のうち当該特定使用に係る部分に対応する部分に限る。）に係る第52条の規定による改正後のさいたま市下水道条例第17条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

8 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（さいたま市給水条例の一部改正に伴う経過措置）

9 施行日前から継続している水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるもの（以下この項において「特定使用」という。）にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「特定使用に係る部分」という。）の当該確定した料金（特定使用にあつては、当該確定した料金のうち当該特定使用に係る部分に対応する部分に限る。）に係る第53条の規定による改正後のさいたま市給水条例第30条第1項及び附則第7項の規定の適用については、なお従前の例による。

10 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（手数料に関する経過措置）

11 この条例（第10条から第12条まで、第15条、第16条及び第17条（同条中第6条の改正に限る。）の規定に限る。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行われる手数料を徴収する事務について適用し、施行日前に行われた手数料を徴収する事務については、なお従前の例による。

（動物の保管に要した費用に関する経過措置）

12 前項の規定にかかわらず、第15条の規定による改正後のさいたま市動物の愛

護及び管理に関する条例別表第7項第1号の規定は、施行日以後の保管に要した手数料について適用し、施行日前の保管に要した手数料については、なお従前の例による。

(粗大ごみ等に係る手数料に関する経過措置)

13 第11項の規定にかかわらず、第16条の規定による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第29条の規定は、施行日以後に納付する粗大ごみ等に係る手数料について適用し、施行日前に納付した粗大ごみ等に係る手数料については、なお従前の例による。

さいたま市条例第3号

さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 ア [略] イ 市立病院の職員 <u>1,048人</u> (2)~(9) [略] 2 [略]	(職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 ア [略] イ 市立病院の職員 <u>965人</u> (2)~(9) [略] 2 [略]

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市条例第4号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]	1 法第6条第1項又は第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（次項及び第2項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]
2 法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1) 昇降機を含む建築物を建築するもの（次号から第4号までに規定するものを除く。） (2)～(4) [略]	[略]	2 法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査（当該確認申請等に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。） (1) 昇降機を含む建築物を建築するもの（第2号から第4号までに規定するものを除く。） (2)～(4) [略]	[略]
3 法第87条の4において準用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 (1)～(4) [略]	[略]	3 法第87条の2において準用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定による建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 (1)～(4) [略]	[略]
4～6 [略]		4～6 [略]	
7 法第7条第4項又は第18	[略]	7 法第7条第4項又は第18	[略]

<p>条第17項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に<u>法第87条の4</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）</p> <p>(1) <u>法第87条の4</u>において準用する法第7条の3第5項又は第18条第21項の規定による中間検査合格証（以下この項及び次項において「合格証」という。）の交付を受けた昇降機を含む場合</p> <p>(2) [略]</p>		<p>条第17項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に<u>法第87条の2</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）</p> <p>(1) <u>法第87条の2</u>において準用する法第7条の3第5項又は第18条第21項の規定による中間検査合格証（以下この項及び次項において「合格証」という。）の交付を受けた昇降機を含む場合</p> <p>(2) [略]</p>	
<p>8 <u>法第87条の4</u>において準用する法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築設備に関する完了検査</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	[略]	<p>8 <u>法第87条の2</u>において準用する法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築設備に関する完了検査</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	[略]
9・10 [略]		9・10 [略]	
<p>11 <u>法第7条の3</u>第4項又は第18条第20項の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に<u>法第87条の4</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	[略]	<p>11 <u>法第7条の3</u>第4項又は第18条第20項の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に<u>法第87条の2</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	[略]
<p>12 <u>法第87条の4</u>において準用する法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築設備の中間検査</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	[略]	<p>12 <u>法第87条の2</u>において準用する法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築設備の中間検査</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	[略]
13 [略]		13 [略]	
<p>14 <u>法第7条の6</u>第1項第1号又は第18条第24項第1号（<u>法第87条の4</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査</p>	[略]	<p>14 <u>法第7条の6</u>第1項第1号又は第18条第24項第1号（<u>法第87条の2</u>又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査</p>	[略]
<p>14の2 <u>法第7条の6</u>第1項第2号（建築主事が認定する場合に限る。）又は第18条第24項第2号（<u>法第87条の4</u>又は第88条第1項若し</p>	[略]	<p>14の2 <u>法第7条の6</u>第1項第2号（建築主事が認定する場合に限る。）又は第18条第24項第2号（<u>法第87条の2</u>又は第88条第1項若し</p>	[略]

くは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査		くは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	
14の3～19 [略]		14の3～19 [略]	
20 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による用途地域における建築等の許可の申請に対する審査		20 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	1件につき 180, 000円
(1) 法第48条第16項第1号の規定に該当する場合	1件につき 120, 000円		
(2) 法第48条第16項第2号の規定に該当する場合	1件につき 140, 000円		
(3) 前2号に該当しない場合	1件につき 180, 000円		
21・22 [略]		21・22 [略]	
23 法第53条第4項、第5項又は第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可の申請に対する審査	[略]	23 法第53条第4項又は第5項第3号の規定による建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外等に係る許可の申請に対する審査	[略]
24～51 [略]		24～51 [略]	
51の2 法第86条の8第1項の規定による1の建築物を2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画に関する認定の申請に対する審査	[略]	51の2 法第86条の8第1項の規定による1の建築物を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画に関する認定の申請に対する審査	[略]
51の3 法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の建築物を2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	51の3 法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]

51の4 法第87条の2第1項の規定による1の建築物を2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画に関する認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
51の5 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円
51の6 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円

51の7 [略]	
51の8 [略]	
51の9 [略]	
51の10 [略]	

52～62の2 [略]

63 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの (1) [略] (2) 法第87条の4に規定する建築設備を含むもの	[略]
--	-----

64 [略]

65 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査で、同条第2項で準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの (1) [略] (2) 法第87条の4に規定する建築設備を含むもの	[略]
--	-----

66～69 [略]

70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。） (1) [略] (2) 法第87条の4に規定す	[略]
---	-----

--	--

51の4 [略]	
51の5 [略]	
51の6 [略]	
51の7 [略]	

52～62の2 [略]

63 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの (1) [略] (2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの	[略]
--	-----

64 [略]

65 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査で、同条第2項で準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの (1) [略] (2) 法第87条の2に規定する建築設備を含むもの	[略]
--	-----

66～69 [略]

70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。） (1) [略] (2) 法第87条の2に規定す	[略]
---	-----

る建築設備を含むもの		る建築設備を含むもの	
7 1 [略]		7 1 [略]	
7 2 低炭素建築物新築等計画 変更の認定申請に対する審査 (都市低炭素化促進法第55 条第2項において準用する都 市低炭素化促進法第54条第 2項の規定による建築基準関 係規定の適合認定の審査の申 出を伴うものに限る。) (1) [略] (2) 法第87条の4に規定す る建築設備を含むもの	[略]	7 2 低炭素建築物新築等計画 変更の認定申請に対する審査 (都市低炭素化促進法第55 条第2項において準用する都 市低炭素化促進法第54条第 2項の規定による建築基準関 係規定の適合認定の審査の申 出を伴うものに限る。) (1) [略] (2) 法第87条の2に規定す る建築設備を含むもの	[略]
7 3～7 5 [略]		7 3～7 5 [略]	
7 6 建築物省エネ法第29条 第1項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向上計画 の認定の申請(建築物省エネ 法第30条第2項の規定によ る申出を伴う申請に限る。) に対する審査 (1) [略] (2) 法第87条の4の昇降機 に係る部分が含まれる場合 ア・イ [略]	[略]	7 6 建築物省エネ法第29条 第1項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向上計画 の認定の申請(建築物省エネ 法第30条第2項の規定によ る申出を伴う申請に限る。) に対する審査 (1) [略] (2) 法第87条の2の昇降機 に係る部分が含まれる場合 ア・イ [略]	[略]
7 7～8 0 [略]		7 7～8 0 [略]	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第20項、第23項及び第51の3項から第51の6項までの規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用する。

さいたま市条例第5号

さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校長、<u>副校長</u>、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、<u>実習助手、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。）</u>をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 教職員の定数は、<u>6,064人</u>とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（高等学校の事務職員を除く。）</u>をいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 教職員の定数は、<u>5,981人</u>とする。</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市条例第6号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する
条例

(さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教職員」とは、<u>校長、副校長</u>、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 委員会は、教育職員（<u>校長、副校長</u>及び教頭を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、第11条に規定する教職員の休日における正規の勤務時間中の勤務及び第13条第1項の規定により代休として指定された正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教職員」とは、校長、<u>教頭</u>、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（<u>高等学校の事務職員を除く。</u>以下同じ。）をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 委員会は、教育職員（<u>校長及び教頭</u>を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、第11条に規定する教職員の休日における正規の勤務時間中の勤務及び第13条第1項の規定により代休として指定された正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>2 [略]</p>

(さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正)

第2条 さいたま市教職員健康審査会条例（平成15年さいたま市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校長、<u>副校長</u>、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（<u>さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者に限る。</u>）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（<u>高等学校の事務職員を除く。</u>）をいう。</p>

（さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（</p>

昭和32年法律第143号。次条において「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、さいたま市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

昭和32年法律第143号。次条において「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、さいたま市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(さいたま市学校災害救済給付金条例の一部改正)

第4条 さいたま市学校災害救済給付金条例(平成13年さいたま市条例第118号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、さいたま市立の小学校、中学校、<u>中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒</u>(以下「児童・生徒」という。)が学校管理下における災害により負傷し、疾病にかかり、若しくは障害が残り、又は死亡した場合に、学校災害救済給付金(以下「給付金」という。)を児童・生徒に支給することにより、災害を受けた児童・生徒の救済を図り、もって学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、さいたま市立の小学校、中学校及び特別支援学校(高等部を除く。)に在籍する児童・生徒(以下「児童・生徒」という。)が学校管理下における災害により負傷し、疾病にかかり、若しくは障害が残り、又は死亡した場合に、学校災害救済給付金(以下「給付金」という。)を児童・生徒に支給することにより、災害を受けた児童・生徒の救済を図り、もって学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市条例第7号

さいたま市教員の修学部分休業に関する条例及びさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市教員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市教員の修学部分休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(修学部分休業の承認) 第3条 [略] 2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) [略] (2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（教員が当該課程を履修する場合に限る。） (3)～(7) [略] 3 [略]	(修学部分休業の承認) 第3条 [略] 2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) [略] (2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（教員が当該課程を履修する場合に限る。） (3)～(7) [略] 3 [略]

(さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教育施設)</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（教員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>(教育施設)</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（教員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3)～(8) [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市教員の修学部分休業に関する条例第3条第2項第2号に規定する課程及びさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例第5条第2号に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

さいたま市条例第8号

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教職員」とは、<u>校長、副校長</u>、<u>教頭</u>、<u>主幹教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>講師</u>（常勤の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、<u>実習助手</u>、<u>学校栄養職員</u>及び<u>事務職員</u>（別表第3の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(教職調整額)</p> <p>第10条 教育職員（<u>校長、副校長</u>及び<u>教頭</u>を除く。）には、その者の給料月額<u>の100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(特殊勤務手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 教員特殊業務手当は、<u>教育職員</u>（<u>校長、副校長</u>及び<u>教頭</u>を除く。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると委員会が認める程度に及ぶときに、その業務に従事した日1日につき16,000円を超えない範囲内で当該業務の区分に応じて教育委員会規則で定める額を支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>中学校、高等学校又は中等教育学校</u>の<u>入学者</u>の選抜に関する業務で<u>週休日等</u>に行うもの</p> <p>4・5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教職員」とは、校長、<u>教頭</u>、<u>主幹教諭</u>、<u>教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>講師</u>（常勤の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、<u>実習助手</u>、<u>学校栄養職員</u>及び<u>事務職員</u>（<u>高等学校の事務職員を除く。以下同じ。</u>）をいう。</p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(教職調整額)</p> <p>第10条 教育職員（<u>校長</u>及び<u>教頭</u>を除く。）には、その者の給料月額<u>の100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(特殊勤務手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 教員特殊業務手当は、<u>教育職員</u>（<u>校長</u>及び<u>教頭</u>を除く。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると委員会が認める程度に及ぶときに、その業務に従事した日1日につき16,000円を超えない範囲内で当該業務の区分に応じて教育委員会規則で定める額を支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>中学校又は高等学校</u>の<u>入学者</u>の選抜に関する業務で<u>週休日等</u>に行うもの</p> <p>4・5 [略]</p>

<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第27条 義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校、<u>中等教育学校の前期課程</u>又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 学校教育法に規定する高等学校、<u>中等教育学校の後期課程</u>又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、教育委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第27条 義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、教育委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 [略]</p>
--	--

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 教職員 以外の 教職員	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	474,000
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	474,700
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	475,400
	41	232,000	287,300	352,400	404,800	476,000
	42	233,700	289,700	354,500	406,200	476,700
	43	235,300	292,000	356,400	407,500	477,400
	44	236,900	294,500	358,500	409,000	478,100

45	238,300	296,500	360,300	410,600	478,700
46	239,700	299,000	362,300	411,900	479,400
47	241,000	301,300	364,200	413,400	480,100
48	242,200	304,000	366,200	415,000	480,800
49	243,600	306,400	367,800	416,700	481,400
50	245,100	308,800	369,600	418,100	482,100
51	246,300	311,300	371,500	419,700	482,800
52	247,800	313,600	373,500	421,200	483,500
53	249,000	315,800	375,300	422,900	484,100
54	250,200	318,000	377,100	424,400	484,800
55	251,600	320,100	378,900	426,000	485,500
56	252,700	322,300	380,600	427,600	486,200
57	254,000	324,200	382,100	429,100	486,800
58	255,100	326,300	383,700	430,600	487,500
59	256,200	328,400	385,400	431,800	488,200
60	257,400	330,400	387,100	433,000	488,900
61	258,700	332,500	388,300	434,200	489,500
62	259,800	334,600	389,700	435,500	
63	261,200	336,800	391,100	436,800	
64	262,300	339,000	392,400	438,000	
65	263,600	340,700	393,800	439,200	
66	265,100	342,900	395,000	440,400	
67	266,600	344,900	396,400	441,600	
68	268,300	347,100	397,800	442,800	
69	269,700	348,900	399,100	444,000	
70	271,100	350,800	400,400	445,200	
71	272,500	352,800	401,800	446,400	
72	273,900	354,800	403,100	447,600	
73	275,000	356,400	404,400	448,700	
74	276,400	358,300	405,800	449,300	
75	277,800	360,100	407,200	449,800	
76	279,000	362,000	408,500	450,300	
77	280,200	363,800	409,700	450,800	
78	281,400	365,500	410,900	451,400	
79	282,600	367,200	412,200	451,900	
80	283,800	368,800	413,600	452,400	
81	284,900	370,300	414,900	452,900	
82	286,100	371,800	416,100	453,500	
83	287,300	373,300	417,100	454,000	
84	288,500	374,700	418,300	454,500	
85	289,500	375,800	419,500	455,000	
86	290,600	377,200	420,700	455,600	
87	291,600	378,600	421,900	456,100	
88	292,800	379,900	422,900	456,600	
89	293,900	381,200	424,000	457,100	
90	295,000	382,500	425,000	457,700	
91	296,200	383,700	426,000	458,200	
92	297,400	385,000	427,000	458,700	
93	297,900	386,300	427,900	459,200	

94	298,900	387,400	428,700	459,800
95	300,000	388,700	429,500	460,300
96	301,200	389,900	430,300	460,800
97	302,200	391,300	431,100	461,300
98	303,300	392,300	431,500	461,900
99	304,300	393,400	431,900	462,400
100	305,400	394,400	432,300	462,900
101	306,300	395,300	432,700	463,400
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600	435,200	
111	314,300	404,400	435,500	
112	314,800	405,200	435,700	
113	315,400	405,800	435,900	
114	315,800	406,500	436,200	
115	316,300	407,200	436,500	
116	316,800	407,900	436,700	
117	317,400	408,500	436,900	
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		

	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用 教職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																								
<p>別表第2（第4条関係） 学校栄養職給料表</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考 この表は、小学校、中学校、<u>中等教育学校</u>及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。</p> <p>別表第3（第4条関係） 学校事務職給料表</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考 この表は、小学校、中学校、<u>中等教育学校（前期課程に限る。）</u>及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。</p> <p>別表第4（第4条関係） ア 教育職給料表(1)に係る等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>高等学校、<u>中等教育学校</u>又は特別支援学校（以下この表において「高等学校等」という。）の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>高等学校等の教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>又は主任実習助手の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高等学校等の副校長又は教頭の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 教育職給料表(2)に係る等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>小学校等の副校長又は教頭の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ・エ [略]</p>	職務の級	基準となる職務	1級	高等学校、 <u>中等教育学校</u> 又は特別支援学校（以下この表において「高等学校等」という。）の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務	2級	高等学校等の教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u> 又は主任実習助手の職務	[略]		3級	高等学校等の副校長又は教頭の職務	[略]		職務の級	基準となる職務	[略]		3級	小学校等の副校長又は教頭の職務	[略]		<p>別表第2（第4条関係） 学校栄養職給料表</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。</p> <p>別表第3（第4条関係） 学校事務職給料表</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>備考 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。</p> <p>別表第4（第4条関係） ア 教育職給料表(1)に係る等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>高等学校又は特別支援学校（以下この表において「高等学校等」という。）の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>高等学校等の教諭、養護教諭又は主任実習助手の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高等学校等の教頭の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 教育職給料表(2)に係る等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>小学校等の教頭の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ・エ [略]</p>	職務の級	基準となる職務	1級	高等学校又は特別支援学校（以下この表において「高等学校等」という。）の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務	2級	高等学校等の教諭、養護教諭又は主任実習助手の職務	[略]		3級	高等学校等の教頭の職務	[略]		職務の級	基準となる職務	[略]		3級	小学校等の教頭の職務	[略]	
職務の級	基準となる職務																																								
1級	高等学校、 <u>中等教育学校</u> 又は特別支援学校（以下この表において「高等学校等」という。）の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務																																								
2級	高等学校等の教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u> 又は主任実習助手の職務																																								
[略]																																									
3級	高等学校等の副校長又は教頭の職務																																								
[略]																																									
職務の級	基準となる職務																																								
[略]																																									
3級	小学校等の副校長又は教頭の職務																																								
[略]																																									
職務の級	基準となる職務																																								
1級	高等学校又は特別支援学校（以下この表において「高等学校等」という。）の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務																																								
2級	高等学校等の教諭、養護教諭又は主任実習助手の職務																																								
[略]																																									
3級	高等学校等の教頭の職務																																								
[略]																																									
職務の級	基準となる職務																																								
[略]																																									
3級	小学校等の教頭の職務																																								
[略]																																									

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市条例第9号

さいたま市立館岩少年自然の家条例の一部を改正する条例

さいたま市立館岩少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(利用者の範囲) 第6条 少年自然の家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校、 <u>中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の児童及び生徒並びにその引率者</u> (2)~(4) [略]			(利用者の範囲) 第6条 少年自然の家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 教育課程に基づく学習活動を実施するさいたま市立小・中学校の児童及び生徒並びにその引率者 (2)~(4) [略]		
別表（第12条関係）			別表（第12条関係）		
区分	利用者	使用料（1人1泊につき）	区分	利用者	使用料（1人1泊につき）
市内	[略]		市内	[略]	
	その他の者	<u>670円</u>		その他の者	<u>650円</u>
市外	小・中学校の児童及び生徒	<u>740円</u>	市外	小・中学校の児童及び生徒	<u>730円</u>
	その他の者	<u>1,480円</u>		その他の者	<u>1,460円</u>
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市立館岩少年自然の家条例別表の規定は、別表の改正の施行の日以後の利用に係る使用料で同日以後に納付するものについて適用

し、同日前の利用に係る使用料で同日前又は同日以後に納付するもの及び同日以後の利用に係る使用料で同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

さいたま市条例第10号

さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市民生委員定数条例（平成26年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定に基づき、同法に定める民生委員の定数を <u>1</u> ， <u>458</u> 人とする。	民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定に基づき、同法に定める民生委員の定数を <u>1</u> ， <u>426</u> 人とする。

附 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。

さいたま市条例第11号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(基礎課税額に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>7.51</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(基礎課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>2万9,500円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分</p>	<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(基礎課税額に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>7.49</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(基礎課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>2万9,300円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分</p>

の2.01を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について7,900円とする。

(介護納付金課税額に係る所得割額)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.99を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この号中山林所得金額の算定についても同様とする。次号及び第3号において同じ。)及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保

の1.93を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について7,600円とする。

(介護納付金課税額に係る所得割額)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.93を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,200円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この号中山林所得金額の算定についても同様とする。次号及び第3号において同じ。)及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保

<p>課税被保険者1人について <u>20,650円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>5,530円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>6,650円</u></p> <p>(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に27万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>14,750円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>3,950円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>4,750円</u></p> <p>(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に50万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>5,900円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>1,580円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>1,900円</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>課税被保険者1人について <u>20,510円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>5,320円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>6,440円</u></p> <p>(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に27万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>14,650円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>3,800円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>4,600円</u></p> <p>(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に50万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>5,860円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>1,520円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>1,840円</u></p> <p>2 [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第3条第2項、第4条第1項、第5条から第9条まで及び第21条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第12号

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年さいたま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料等の受領)	(利用料等の受領)
第14条 [略]	第14条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。	3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) <u>省令第14条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u>	(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
(4) <u>省令第14条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</u>	(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
(5)・(6) [略]	(5)・(6) [略]
4・5 [略]	4・5 [略]
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第33条 [略]	第33条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3、 <u>臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による</u>	3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、 <u>同令第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条</u>

改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「基準条例」という。）第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準条例第33条第3項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準条例第33条第3項第3号の規定による医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「基準条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「さいたま市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

(1)～(4) [略]

の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

(1)～(4) [略]

<p>(利用料等の受領)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 ユニット型介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>省令第46条第3項第3号に規定する</u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>省令第46条第3項第4号に規定する</u>厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 ユニット型介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第13号

さいたま市医療法施行条例等の一部を改正する条例

(さいたま市医療法施行条例の一部改正)

第1条 さいたま市医療法施行条例（平成24年さいたま市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(病院の施設の基準)</p> <p>第4条 法第21条第1項第12号の規定により病院（第2号にあつては、療養病床を有する病院に限る。）が有しなければならない施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 消毒施設及び洗濯施設（<u>法第15条の3第2項の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備</u>を除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(病院の施設の基準)</p> <p>第4条 法第21条第1項第12号の規定により病院（第2号にあつては、療養病床を有する病院に限る。）が有しなければならない施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 消毒施設及び洗濯施設（<u>法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る施設</u>を除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例（平成28年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(療養病床を有する病院の従業者の基準に関する経過措置)</p> <p>3 療養病床を有する病院であって、平成24年4月1日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設(以下この項及び次項において「介護療養型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師並びに看護補助者(以下この項において「看護師等」という。)の員数が改正後の条例第3条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院(以下この項において「特定病院」という。)であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第1号の規定により当該病院が有しなければならない看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、改正後の条例第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4 <u>前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び介護療養型医療施設であることを市長に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。</u></p> <p>5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(療養病床を有する病院の従業者の基準に関する経過措置)</p> <p>3 療養病床を有する病院であって、平成24年4月1日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設(以下この項において「介護療養型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師並びに看護補助者(以下この項において「看護師等」という。)の員数が改正後の条例第3条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院(以下この項において「特定病院」という。)であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第1号の規定により当該病院が有しなければならない看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、改正後の条例第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4 [略]</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第14号

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																					
<p style="text-align: center;">(診療科目及び病床数)</p> <p>第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>脳神経内科</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>2 病床数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般病床 <u>577床</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) <u>精神病床 30床</u></p> <p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特別病室を使用する者は、室料差額として次の表に定める基準額に100分の108を乗じて得た額（助産に係る使用の場合は、同表に定める額）の使用料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">基 準 額</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>特別室</u></td> <td style="text-align: center;">1日につき <u>30,000円</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>個室A</u></td> <td style="text-align: center;">1日につき <u>15,000円</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個室B</td> <td style="text-align: center;">1日につき 10,000円</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	基 準 額	摘 要	<u>特別室</u>	1日につき <u>30,000円</u>	[略]	<u>個室A</u>	1日につき <u>15,000円</u>	[略]	個室B	1日につき 10,000円	[略]	<p style="text-align: center;">(診療科目及び病床数)</p> <p>第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>神経内科</u></p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>2 病床数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般病床 <u>537床</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">(使用料)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特別病室を使用する者は、室料差額として次の表に定める基準額に100分の108を乗じて得た額（助産に係る使用の場合は、同表に定める額）の使用料を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">基 準 額</th> <th style="text-align: center;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>特別A室</u></td> <td style="text-align: center;">1日につき <u>10,000円</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>特別B室</u></td> <td style="text-align: center;">1日につき <u>3,000円</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	基 準 額	摘 要	<u>特別A室</u>	1日につき <u>10,000円</u>	[略]	<u>特別B室</u>	1日につき <u>3,000円</u>	[略]
種 別	基 準 額	摘 要																				
<u>特別室</u>	1日につき <u>30,000円</u>	[略]																				
<u>個室A</u>	1日につき <u>15,000円</u>	[略]																				
個室B	1日につき 10,000円	[略]																				
種 別	基 準 額	摘 要																				
<u>特別A室</u>	1日につき <u>10,000円</u>	[略]																				
<u>特別B室</u>	1日につき <u>3,000円</u>	[略]																				

附 則

この条例は、平成31年12月29日から施行する。

さいたま市条例第15号

さいたま市暴力団排除条例の一部を改正する条例

さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(青少年に対する教育のための措置) 第11条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、 <u>中等教育学校</u> 及び特別支援学校（ <u>中学部及び高等部に限る。</u> ）をいう。）において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。	(青少年に対する教育のための措置) 第11条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校及び特別支援学校（ <u>中学部及び高等部に限る。</u> ）をいう。）において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市条例第16号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年さいたま市条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(建築物の建蔽率の最高限度)	(建築物の建蔽率の最高限度)
第6条 [略]	第6条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前2項の規定の適用については、第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては別表第2ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって同欄に掲げる数値とし、第1号及び第2号のいずれにも該当する建築物又は第3号に該当する建築物にあっては同表ウ欄に掲げる数値に10分の2を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。	3 前2項の規定の適用については、第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては別表第2ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって同欄に掲げる数値とし、第1号及び第2号のいずれにも該当する建築物又は第3号に該当する建築物（南浦和駅西口地区地区整備計画区域内の建築物を除く。）にあっては同表ウ欄に掲げる数値に10分の2を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。
(1) <u>防火地域（法第53条第1項第2号から第4号までの規定により建蔽率の限度が10分の8とされている地域を除く。）内にあるアに該当する建築物又は準防火地域内にあるア若しくはイのいずれかに該当する建築物（土呂駅周辺地区地区整備計画区域、東大宮駅周辺地区地区整備計画区域（C地区に限る。）及び南浦和駅西口地区地区整備計画区域内の建築物を除く。）</u> ア 耐火建築物等 イ 準耐火建築物等	(1) <u>法第53条第1項第2号から第4号までの規定により建蔽率の限度が10分の8とされている地域外で、かつ、防火地域内にある耐火建築物</u>
(2) [略]	(2) [略]
(3) <u>防火地域（法第53条第1項第2号から第4号までの規定により建蔽率の限度が10分の8とされている地域に限る。）内にある耐火建築物等</u>	(3) <u>法第53条第1項第2号から第4号までの規定により建蔽率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物</u>
4 前項の規定は、次に掲げる区域又は地区内の建築物については、適用しない。	4 前項の規定は、次に掲げる区域又は地区内の建築物については、適用しない。

(1)～(6) [略]

(7) 二ツ宮団地地区地区整備計画区域

5 [略]

6 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て防火地域内にあるものとみなして、第3項第1号又は第3号の規定を適用する。

7 建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域とにわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等又は準耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て準防火地域内にあるものとみなして、第3項第1号の規定を適用する。

別表第1 (第3条、第9条関係)

項	名称	区域
1～67	[略]	
68	二ツ宮団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された二ツ宮団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

(1)～(6) [略]

5 [略]

6 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等であるときは、その敷地は、すべて防火地域内にあるものとみなして、第3項第1号又は第3号の規定を適用する。

別表第1 (第3条、第9条関係)

項	名称	区域
1～67	[略]	

別表第2に次のように加える。

68 二ツ宮団地地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(二ツ宮団地地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。) (2) 診療所併用住宅 (3) 自治会館 (4) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)		10分の6	(1) 建築物の外壁等から隣地境界線までの距離 1メートル (2) 建築物の2階以上の部分の外壁等から二ツ宮団地地区地区整備計画図に表示する壁面の位置の制限a(当該境界線が敷地の北側に存するものに限る。)までの距離 2メートル (3) (1)及び(2)において、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のア又はイに該当する場合は、この限りでない。 ア 建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの イ 建築物に附属する物置そ	120平方メートル	9メートル

				<p>その他これらに類するもの（自動車車庫等を除く。）で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>		
<p>B地区（二ツ宮団地地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 診療所</p> <p>(3) 自治会館</p> <p>(4) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからキまでに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋又は貸本屋</p> <p>エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店又は家庭電気器具店（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。）</p> <p>オ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋又は菓子屋（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。）</p> <p>カ 学習塾、華道教</p>		<p>10分の6</p>	<p>(1) 建築物の外壁等から隣地境界線までの距離 1メートル</p> <p>(2) 建築物の2階以上の部分の外壁等から二ツ宮団地地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置の制限a（当該境界線が敷地の北側に存するものに限る。）までの距離 2メートル</p> <p>(3) (1)及び(2)において、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のア又はイに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>イ 建築物に附属する物置その他これらに類するもの（自動車車庫等を除く。）で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>	<p>120平方メートル</p>	<p>9メートル</p>

	<p>室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(5) 法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物（令第130条の4第2号に規定する老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを除く。）</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>				
<p>C地区（二ツ宮団地地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）</p>	<p>次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（3戸以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 診療所併用住宅</p> <p>(3) 自治会館</p> <p>(4) 運動場附属施設（運動場に附属する建築物で、更衣室、管理室等を有するクラブハウスに限る。）</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>	10分の6	<p>(1) 建築物の外壁等から隣地境界線までの距離 1メートル</p> <p>(2) 建築物の2階以上の部分の外壁等から二ツ宮団地地区地区計画の地区整備計画図に表示する壁面の位置の制限a（当該境界線が敷地の北側に存するものに限る。）までの距離 2メートル</p> <p>(3) (1)及び(2)において、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のア又はイに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>イ 建築物に附属する物置その他これらに類するもの（自動車車庫等を除く。）で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>	120平方メートル	9メートル

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項及び第6項の改正並びに同項の次に1項を加える改正は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

さいたま市条例第17号

さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第279号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管轄区域	名 称	位 置	管轄区域
[略]			[略]		
さいたま市 見沼消防署	さいたま市見沼区 <u>大字片柳1087</u> <u>番地1</u>	[略]	さいたま市 見沼消防署	さいたま市見沼区 <u>春野2丁目6番1</u> <u>号</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市条例第18号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(避雷設備) 第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u> に適合するものとしなければならない。 2 [略]	(避雷設備) 第23条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合するものとしなければならない。 2 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市火災予防条例第23条第1項の規定により消防長が指定している日本工業規格に適合する避雷設備の位置及び構造は、この条例による改正後のさいたま市火災予防条例第23条第1項の規定により消防長が指定する日本産業規格に適合する避雷設備の位置及び構造とみなす。

さいたま市条例第19号

さいたま市同和対策審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市同和対策審議会条例（平成13年さいたま市条例第183号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民局</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総務局</u> において処理する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市条例第20号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>28万円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>51万円</u>を乗じて得た</p>	<p style="text-align: center;">（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>27万5,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>50万円</u>を乗じて得た</p>

<p>額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～24 [略]</p> <p>（平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>25 当分の間、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税（第3条第2項から第4項までの所得割額に限る。）に係る第24条第1項第2号に該当する者に係る減免については、同項中「減免することができる。ただし、第2号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは、「減免することができる。」とする。</p>	<p>額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～24 [略]</p> <p>（平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>25 当分の間、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税に係る第24条第1項第2号に該当する者に係る減免については、同項中「減免することができる。ただし、第2号に該当する者に係る減免については、同号に規定する資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは、「減免することができる。」とする。</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。